

平成十八年法律第百八号

信託法

目次

第一章 総則（第一条―第十三条）	
第二章 信託財産等（第十四条―第二十五条）	
第三章 受託者等	
第一節 受託者の権限（第二十六条―第二十八条）	
第二節 受託者の義務等（第二十九条―第三十九条）	
第三節 受託者の責任等（第四十条―第四十七条）	
第四節 受託者の費用等及び信託報酬等（第四十八条―第五十五条）	
第五節 受託者の変更等	
第一款 受託者の任務の終了（第五十六条―第五十八条）	
第二款 前受託者の義務等（第五十九条―第六十一条）	
第三款 新受託者の選任（第六十二条）	
第四款 信託財産管理者等（第六十三条―第七十四条）	
第五款 受託者の変更に伴う権利義務の承継等（第七十五条―第七十八条）	
第六節 受託者が二人以上ある信託の特例（第七十九条―第八十七条）	
第四章 受益者等	
第一節 受益者の権利の取得及び行使（第八十八条―第九十二条）	
第二節 受益権等	
第一款 受益権の譲渡等（第九十三条―第九十八条）	
第二款 受益権の放棄（第九十九条）	
第三款 受益債権（第一百条―第一百一条）	
第四款 受益権取得請求権（第一百三・第一百四条）	
第三節 二人以上の受益者による意思決定の方法の特例	
第一款 総則（第一百五）	
第二款 受益者集会（第一百六条―第一百二十二条）	
第四節 信託管理人等	
第一款 信託管理人（第二百二十三・第三十条）	
第二款 信託監督人（第三十一条―第三十七）	

第三款 受益者代理人（第三十八―第四十四条）	
第五章 委託者（第四十五条―第四十八条）	
第六章 信託の変更、併合及び分割	
第一節 信託の変更（第四十九条・第五十条）	
第二節 信託の併合（第五十一条―第五十四条）	
第三節 信託の分割	
第一款 吸収信託分割（第五十五条―第五十八条）	
第二款 新規信託分割（第五十九条―第六十二条）	
第七章 信託の終了及び清算	
第一節 信託の終了（第六十三―第七十四条）	
第二節 信託の清算（第七十五条―第八十四条）	
第八章 受益証券発行信託の特例	
第一節 総則（第八十五―第九十三条）	
第二節 受益権の譲渡等の特例（第九十四条―第一百条）	
第三節 受益証券（第一百零七―第一百一十四条）	
第四節 関係当事者の権利義務等の特例（第一百一十二―第一百五）	
第九章 限定責任信託の特例	
第一節 総則（第一百十六―第二百一一条）	
第二節 計算等の特例（第二百二十二―第二百三十一条）	
第三節 限定責任信託の登記（第二百三十二条―第二百四七）	
第十章 受益証券発行限定責任信託の特例（第二百四八―第二百五七）	
第十一章 受益者の定めのない信託の特例（第二百五十八―第二百六十一）	
第十二章 雑則	
第一節 非訟（第二百六十二―第二百六十四条）	
第二節 公告等（第二百六十五・第二百六十六）	
第十三章 罰則（第二百六十七―第二百七十一）	

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 信託の要件、効力等については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条 この法律において「信託」とは、次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。同条において同じ。）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう。

2 この法律において「信託行為」とは、次の各号に掲げる信託の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

一 次条第一号に掲げる方法による信託 同号の信託契約

二 次条第二号に掲げる方法による信託 同号の遺言

三 次条第三号に掲げる方法による信託 同号の書面又は電磁的記録（同号に規定する電磁的記録をいう。）によつてする意思表示

3 この法律において「信託財産」とは、受託者に属する財産であつて、信託により管理又は処分をすべき一切の財産をいう。

4 この法律において「委託者」とは、次条各号に掲げる方法により信託をする者をいう。

5 この法律において「受託者」とは、信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負う者をいう。

6 この法律において「受益者」とは、受益権を有する者をいう。

7 この法律において「受益権」とは、信託行為に基づいて受託者が受益者にに対し負う債務であつて信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権（以下「受益債権」という。）及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利をいう。

8 この法律において「固有財産」とは、受託者に属する財産であつて、信託財産に属する財産でない一切の財産をいう。

9 この法律において「信託財産責任負担債務」とは、受託者が信託財産に属する財産をもつて履行する責任を負う債務をいう。

10 この法律において「信託の併合」とは、受託者を同一とする二以上の信託の信託財産の全部を一の新たな信託の信託財産とすることをいう。

11 この法律において「吸収信託分割」とは、ある信託の信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託の信託財産として移転することをいい、「新規信託分割」とは、ある信託の信託財産の一部を受託者を同一とする新たな信託の信託財産として移転することをいい、「信託の分割」とは、吸収信託分割又は新規信託分割をいう。

12 この法律において「限定責任信託」とは、受託者が当該信託のすべての信託財産責任負担債務について信託財産に属する財産のみをもつてその履行の責任を負う信託をいう。

第三条 信託は、次に掲げる方法のいずれかによつてする。

一 特定の者との間で、当該特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の契約（以下「信託契約」という。）を締結する方法

二 特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の遺言をする方法

三 特定の者が一定の目的に従い自己の有する一定の財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示を公正証書その他の書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）で当該目的、当該財産の特定の必要な事項その他の法務省令で定める事項を記載し又は記録したもによつてする方法

（信託の効力の発生）

第四条 前条第一号に掲げる方法によつてされる信託は、委託者となるべき者と受託者となるべき者とを同一とする二以上の信託の信託財産の全部を一の新たな信託の信託財産とすることをいう。

き者との間の信託契約の締結によってその効力を生ずる。

2 前条第二号に掲げる方法によってされる信託は、当該遺言の効力の発生によってその効力を生ずる。

3 前条第三号に掲げる方法によってされる信託は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものによってその効力を生ずる。

一 公正証書又は公証人の認証を受けた書面若しくは電磁的記録（以下この号及び次号において「公正証書等」と総称する。）によってされる場合 当該公正証書等の作成

二 公正証書等以外の書面又は電磁的記録によってされる場合 受益者となるべき者として指定された第三者（当該第三者が二人以上ある場合にあつては、その一人）に対する確定日付のある証書による当該信託がされた旨及びその内容の通知

4 前三項の規定にかかわらず、信託は、信託行為に停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件の成就又は当該始期の到来によってその効力を生ずる。

（遺言信託における信託の引受けの催告）

第五条 第三条第二号に掲げる方法によって信託がされた場合において、当該遺言に受託者となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、受託者となるべき者として指定された者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に信託の引受けをするかどうかを確答すべき旨を催告することができる。ただし、当該定めにより停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に限る。

2 前項の規定による催告があつた場合においては、受託者となるべき者として指定された者は、同項の期間内に委託者の相続人に対し確答をしないときは、信託の引受けをしなかったものとみなす。

3 委託者の相続人が現に存しない場合における前項の規定の適用については、同項中「委託者の相続人」とあるのは、「受益者（二人以上の受益者が現に存する場合にあつてはその一人、信託管理人が現に存する場合にあつては信託管理人）」とする。

（遺言信託における裁判所による受託者の選任）

第六条 第三条第二号に掲げる方法によって信託がされた場合において、当該遺言に受託者の指

定に関する定めがないとき、又は受託者となるべき者として指定された者が信託の引受けをせず、若しくはこれをするのができないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、受託者を選任することができる。

2 前項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

3 第一項の規定による受託者の選任の裁判に対しては、受益者又は既に存する受託者に限り、即時抗告をすることができる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する（受託者の資格）

第七条 信託は、未成年者を受託者としてすることができない。

（受託者の利益享受の禁止）

第八条 受託者は、受益者として信託の利益を享受する場合を除き、何人の名義をもつてするかを問わず、信託の利益を享受することができない。

（脱法信託の禁止）

第九条 法令によりある財産権を享有することができない者は、その権利を有するの同一の利益を受益者として享受することができない。

（訴訟信託の禁止）

第十条 信託は、訴訟行為をさせることを主たる目的としてすることができない。

（詐害信託の取消し等）

第十一条 委託者がその債権者を害することを知って信託をした場合には、受託者が債権者を害することを知らなかったかにかかわらず、債権者は、受託者を被告として、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をすることができる。ただし、受益者が現に存する場合においては、当該受益者（当該受益者の中に受益権を譲り受けた者がある場合にあつては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者の全部が、受益者としての指定（信託行為の定めにより又は第八十九条第一項に規定する受益者指定権等の行使により受益者又は変更後の受益者として指定されることをいう。以下同じ。）を受けたことを知った時（受益権を譲り受けた者にあつては、受益権を譲り受けた時）において債権者を害することを知らなかったときに限る。

2 前項の規定による詐害行為取消請求を認容する判決が確定した場合において、信託財産責任

負担債務に係る債権を有する債権者（委託者であるものを除く。）が当該債権を取得した時において債権者を害することを知らなかったときは、委託者は、当該債権を有する債権者に対し、当該信託財産責任負担債務について弁済の責任を負う。ただし、同項の規定による詐害行為取消請求により受託者から委託者に移転する財産の価額を限度とする。

3 前項の規定の適用については、第四十九条第一項（第五十三條第二項及び第五十四條第四項において準用する場合を含む。）の規定により受託者が有する権利は、金銭債権とみなす。

4 委託者がその債権者を害することを知って信託をした場合において、受益者が受託者から信託財産に属する財産の給付を受けたときは、債権者は、受益者を被告として、民法第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をすることができる。ただし、当該受益者（当該受益者が受益権を譲り受けた者である場合にあつては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者の）が、受益者としての指定を受けたことを知った時（受益権を譲り受けた者にあつては、受益権を譲り受けた時）において債権者を害することを知らなかったかにかかわらず、債権者は、受託者を被告として、民法第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をすることができる。ただし、受益者が現に存する場合においては、当該受益者（当該受益者の中に受益権を譲り受けた者がある場合にあつては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者の）の全部が信託法第十一条第一項に規定する受益者としての指定を受けたことを知った時（受益権を譲り受けた者にあつては、受益権を譲り受けた時）において「と、」知らなかったときは、この限りでない」とあるのは「一知つていたときに限る」とする。

2 破産者が破産債権者を害することを知って委託者として信託をした場合には、破産管財人は、受益者を被告として、その受益権を破産財団に返還することを訴えをもつて請求することができる。この場合においては、前条第四項ただし書の規定を準用する。

十條第一項の規定の適用については、同項各号中「これによって利益を受けた者が、その行為の当時」とあるのは「受益者が現に存する場合においては、当該受益者（当該受益者の中に受益権を譲り受けた者がある場合にあつては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者の）の全部が信託法第十一条第一項に規定する受益者としての指定を受けたことを知った時（受益権を譲り受けた者にあつては、受益権を譲り受けた時）において」と、「知らなかったときは、この限りでない」とあるのは「一知つていたときに限る」とする。

3 再生債務者が委託者としてした信託における民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百七十七條第一項の規定の適用については、同項各号中「これによって利益を受けた者が、その行為の当時」とあるのは「受益者が現に存する場合においては、当該受益者（当該受益者の中に受益権を譲り受けた者がある場合にあつては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者の）の全部が信託法（平成十八年法律第八十八号）第十一条第一項に規定する受益者としての指定を受けたことを知った時（受益権を譲り受けた者にあつては、受益権を譲り受けた時）において」と、「知らなかったときは、この限りでない」とあるのは「一知つていたときに限る」とする。

5 委託者がその債権者を害することを知って信託をした場合には、債権者は、受益者を被告として、その受益権を委託者に譲り渡すことを訴えをもつて請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

6 民法第四百二十六條の規定は、前項の規定による請求権について準用する。

7 受益者の指定又は受益権の譲渡に当たつては、第一項本文、第四項本文又は第五項前段の規定の適用を不当に免れる目的で、債権者を害することを知らない者（以下この項において「善意者」という。）を無償（無償と同視すべき有償を含む。以下この項において同じ。）で受益者として指定し、又は善意者に対し無償で受益権を譲り渡してはならない。

8 前項の規定に違反する受益者の指定又は受益権の譲渡により受益者となつた者については、第一項ただし書及び第四項ただし書（第五項後段において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（詐害信託の否認等）

第十二条 破産者が委託者としてした信託における破産法（平成十六年法律第七十五号）第六百六

5 前二項の規定は、更生会社（会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二条第七項に規定する更生会社又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第六百六十九條第七項に規定する更生会社をい

4 再生債務者が再生債権者を害することを知って委託者として信託をした場合には、否認権限を有する監督委員又は管財人は、受益者を被告として、その受益権を再生債務者財産（民事再生法第十二條第一項第一号に規定する再生債務者財産をいう。第二十五條第四項において同じ。）に返還することを訴えをもつて請求することができる。この場合においては、前条第四項ただし書の規定を準用する。

う。）又は更生協同組織金融機関（同法第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。）について準用する。この場合において、第三項中「民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百二十七条第一項」とあるのは「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第八十六条第一項並びに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五十七条第一項及び第二百二十三条第一項」と、「同項各号」とあるのは「これらの規定」と、前項中「再生債権者」とあるのは「更生債権者又は更生担保権者」と、「否認権限を有する監督委員又は管財人」とあるのは「管財人」と、「再生債務者財産（民事再生法第十二条第一項第一号に規定する再生債務者財産をいう。第二十五条第四項において同じ。）」とあるのは「更生会社財産（会社更生法第二条第十四項に規定する更生会社財産又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九條第十四項に規定する更生会社財産をいう。）又は更生協同組織金融機関財産（同法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と読み替えるものとする。

（会計の原則）

第十三条 信託の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第二章 信託財産等

（信託財産に属する財産の対抗要件）

第十四条 登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産については、信託の登記又は登録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができない。

（信託財産に属する財産の占有の瑕疵の承継）

第十五条 受託者は、信託財産に属する財産の占有について、委託者の占有の瑕疵を承継する。（信託財産の範囲）

第十六条 信託行為において信託財産に属すべきものと定められた財産のほか、次に掲げる財産は、信託財産に属する。

一 信託財産に属する財産の管理、処分、滅失、損傷その他の事由により受託者が得た財産

二 次条、第十八条、第十九条（第八十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第二百二十六条第三項、第二百二十八条第三項及び第二百五

十四条第二項の規定により信託財産に属することとなった財産（第十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により信託財産に属するものとみなされた共有持分及び第十九条の規定による分割によつて信託財産に属することとされた財産を含む。）

（信託財産に属する財産の付合等）

第十七条 信託財産に属する財産と固有財産若しくは他の信託の信託財産に属する財産との付合若しくは混和又はこれらの財産を材料とする加工があつた場合には、各信託の信託財産及び固有財産に属する財産は各別の所有者に属するものとみなして、民法第二百四十二条から第二百四十八条までの規定を適用する。

第十八条 信託財産に属する財産と固有財産に属する財産とを識別することができなくなつた場合（前条に規定する場合を除く。）には、各財産の共有持分が信託財産と固有財産とに属するものとみなす。この場合において、その共有持分の割合は、その識別することができなくなつた当時における各財産の価格の割合に応ずる。

2 前項の共有持分は、相等しいものと推定する。

3 前二項の規定は、ある信託の受託者が他の信託の受託者を兼ねる場合において、各信託の信託財産に属する財産を識別することができなくなつたとき（前条に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「信託財産と固有財産」とあるのは、「各信託の信託財産」と読み替えるものとする。（信託財産と固有財産等とに属する共有物の分割）

第十九条 受託者に属する特定の財産について、その共有持分が信託財産と固有財産とに属する場合に、次に掲げる方法により、当該財産の分割をすることができる。

一 信託行為において定めた方法

二 受託者と受益者（信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人）との協議による方法

三 分割をすることが信託の目的の達成のために合理的に必要と認められる場合であつて、受益者の利益を害しないことが明らかであるとき、又は当該分割の信託財産に与える影響、当該分割の目的及び態様、受託者の受益者との実質的な利害関係の状況その他の事情

に照らして正当な理由があるときは、受託者が決する方法

2 前項に規定する場合において、同項第二号の協議が調わないときその他同項各号に掲げる方法による分割をすることができないときは、受託者又は受益者（信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人）は、裁判所に對し、同項の共有物の分割を請求することができる。

3 受託者に属する特定の財産について、その共有持分が信託財産と他の信託の信託財産とに属する場合に、次に掲げる方法により、当該財産の分割をすることができる。

一 各信託の信託行為において定めた方法

二 各信託の受益者（信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人）の協議による方法

三 各信託について、分割をすることが信託の目的の達成のために合理的に必要と認められる場合であつて、受益者の利益を害しないことが明らかであるとき、又は当該分割の信託財産に与える影響、当該分割の目的及び態様、受託者の受益者との実質的な利害関係の状況その他の事情に照らして正当な理由があるときは、各信託の受託者が決する方法

4 前項に規定する場合において、同項第二号の協議が調わないときその他同項各号に掲げる方法による分割をすることができないときは、各信託の受益者（信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人）は、裁判所に對し、同項の共有物の分割を請求することができる。（信託財産に属する財産についての混同の特例）

第二十条 同一物について所有権及び他の物権が信託財産と固有財産又は他の信託の信託財産とにそれぞれ帰属した場合には、民法第七十九条第一項本文の規定にかかわらず、当該他の物権は、消滅しない。

2 所有権以外の物権及びこれを目的とする他の権利が信託財産と固有財産又は他の信託の信託財産とにそれぞれ帰属した場合には、民法第七十九条第二項前段の規定にかかわらず、当該他の権利は、消滅しない。

3 次に掲げる場合には、民法第五百二十条本文の規定にかかわらず、当該債権は、消滅しない。

一 信託財産に属する債権に係る債務が受託者に帰属した場合（信託財産責任負担債務となつた場合を除く。）

二 信託財産責任負担債務に係る債権が受託者に帰属した場合（当該債権が信託財産に属することとなつた場合を除く。）

三 固有財産又は他の信託の信託財産に属する債権に係る債務が受託者に帰属した場合（信託財産責任負担債務となつた場合に限る。）

四 受託者の債務（信託財産責任負担債務を除く。）に係る債権が受託者に帰属した場合（当該債権が信託財産に属することとなつた場合に限る。）

（信託財産責任負担債務の範囲）

第二十一条 次に掲げる権利に係る債務は、信託財産責任負担債務となる。

一 受益債権

二 信託財産に属する財産について信託前の原因によつて生じた権利

三 信託前に生じた委託者に対する債権であつて、当該債権に係る債務を信託財産責任負担債務とする旨の信託行為の定めがあるもの

四 第三百三条第一項又は第二項の規定による受益権取得請求権

五 信託財産のためにした行為であつて受託者の権限に属するものによつて生じた権利

六 信託財産のためにした行為であつて受託者の権限に属しないもののうち、次に掲げるものによつて生じた権利

イ 第二十七条第一項又は第二項（これらの規定を第七十五条第四項において準用する場合を含む。ロにおいて同じ。）の規定により取り消すことができない行為（当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が信託財産のためにされたものであることを知らなかつたもの（信託財産に属する財産について権利を設定し又は移転する行為を除く。）を除く。）

ロ 第二十七条第一項又は第二項の規定により取り消すことができる行為であつて取り消されていらないもの

七 第三十一条第六項に規定する処分その他の行為又は同条第七項に規定する行為のうち、これらの規定により取り消すことができない行為又はこれらの規定により取り消すことができる行為であつて取り消されていらないもの

八 受託者が信託事務を処理するについてした不法行為によつて生じた権利

九 受託者が信託事務を処理するについてした不法行為によつて生じた権利

十 受託者が信託事務を処理するについてした不法行為によつて生じた権利

九 第五号から前号までに掲げるもののほか、信託事務の処理について生じた権利

二 信託財産責任負担債務のうち次に掲げる権利に係る債務について、受託者は、信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う。受益債権

二 信託行為に第二百十六条第一項の定めがあり、かつ、第二百三十二条の定めるところにより登記がされた場合における信託債権（信託財産責任負担債務に係る債権であつて、受益債権でないものをいう。以下同じ。）

三 前二号に掲げる場合のほか、この法律の規定により信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うものとされる場合における信託債権

四 信託債権を有する者（以下「信託債権者」という。）との間で信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う旨の合意がある場合における信託債権（信託財産に属する債権等についての相殺の制限）

第二十二條 受託者が固有財産又は他の信託の信託財産（第一号において「固有財産等」という。）に属する財産のみをもって履行する責任を負う債務（第一号及び第二号において「固有財産等責任負担債務」という。）に係る債権を有する者は、当該債権をもって信託財産に属する債権に係る債務と相殺をすることができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該固有財産等責任負担債務に係る債権を有する者が、当該債権を取得した時又は当該信託財産に属する債権に係る債務を負担した時のいずれか遅い時において、当該信託財産に属する債権が固有財産等に属するものでないことを知らず、かつ、知らなかったことにつき過失がなかった場合

二 当該固有財産等責任負担債務に係る債権を有する者が、当該債権を取得した時又は当該信託財産に属する債権に係る債務を負担した時のいずれか遅い時において、当該固有財産等責任負担債務が信託財産責任負担債務でないことを知らず、かつ、知らなかったことにつき過失がなかった場合

二 前項本文の規定は、第三十一条第二項各号に掲げる場合において、受託者が前項の相殺を承認したときは、適用しない。

三 信託財産責任負担債務（信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うものに限る。）に係る債権を有する者は、当該債権をもって固有財産に属する債権に係る債務と相殺をすることができない。ただし、当該信託財産責任負担債務に係る債権を有する者が、当該債権を取得した時又は当該固有財産に属する債権に係る債務を負担した時のいずれか遅い時において、当該固有財産に属する債権が信託財産に属するものでないことを知らず、かつ、知らなかったことにつき過失がなかった場合は、この限りでない。

四 前項本文の規定は、受託者が同項の相殺を承認したときは、適用しない。（信託財産に属する財産に対する強制執行等の制限等）

第二十三條 信託財産責任負担債務に係る債権（信託財産に属する財産について生じた権利を含む。次項において同じ。）に基づく場合を除き、信託財産に属する財産に対しては、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売（担保権の実行としてのものを除く。以下同じ。）又は国税滞納処分（その例による処分を含む。以下同じ。）をすることができない。

二 第三条第三号に掲げる方法によって信託がされた場合において、委託者がその債権者を害することを知って当該信託をしたときは、前項の規定にかかわらず、信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者のほか、当該委託者（受託者であるものに限る。）に対する債権で信託前に生じたものを有する者は、信託財産に属する財産に対し、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売又は国税滞納処分をすることができない。

三 第十一条第一項ただし書、第七項及び第八項の規定は、前項の規定の適用について準用する。

四 前二項の規定は、第二項の信託がされた時から二年間を経過したときは、適用しない。

五 第一項又は第二項の規定に違反してされた強制執行、仮差押え、仮処分又は担保権の実行若しくは競売に対しては、受託者又は受益者は、異議を主張することができない。この場合において、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第三十八条及び民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四十五条の規定を準用する。

六 第一項又は第二項の規定に違反してされた国税滞納処分に対しては、受託者又は受益者は、異議を主張することができない。この場合においては、当該異議の主張は、当該国税滞納処分について不服の申立てをする方法とする。（費用又は報酬の支弁等）

第二十四條 前条第五項又は第六項の規定による異議に係る訴えを提起した受益者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該訴えに係る訴訟に關し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき、又は弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、司法書士若しくは司法書士法人に報酬を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その額の範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

二 前項の訴えを提起した受益者が敗訴した場合であっても、悪意があつたときを除き、当該受益者は、受託者に対し、これによって生じた損害を賠償する義務を負わぬ。（信託財産と受託者の破産手続等との関係等）

第二十五條 受託者が破産手続開始の決定を受けた場合であっても、信託財産に属する財産は、破産財団に属しない。

二 前項の場合には、受益債権は、破産債権とならない。信託債権であつて受託者が信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うものも、同様とする。

三 第一項の場合には、破産法第二百五十二条第一項の免責許可の決定による信託債権（前項に規定する信託債権を除く。）に係る債務の免責は、信託財産との関係においては、その効力を主張することができない。

四 受託者が再生手続開始の決定を受けた場合であっても、信託財産に属する財産は、再生債務者財産に属しない。

五 前項の場合には、受益債権は、再生債権とならない。信託債権であつて受託者が信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うものも、同様とする。

六 第四項の場合には、再生計画、再生計画認可の決定又は民事再生法第二百三十五条第一項の免責の決定による信託債権（前項に規定する信託債権を除く。）に係る債務の免責又は変更は、信託財産との関係においては、その効力を主張することができない。

七 前三項の規定は、受託者が更生手続開始の決定を受けた場合について準用する。この場合に

において、第四項中「再生債務者財産」とあるのは「更生会社財産（会社更生法第二条第十四項に規定する更生会社財産又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九条第十四項に規定する更生会社財産をいう。）」又は更生協同組織金融機関財産（同法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）と、第五項中「再生債権」とあるのは「更生債権又は更生担保権」と、前項中「再生計画、再生計画認可の決定又は民事再生法第二百三十五条第一項の免責の決定」とあるのは「更生計画又は更生計画認可の決定」と読み替えるものとす。

第三章 受託者等

第一節 受託者の権限

（受託者の権限の範囲）

第二十六條 受託者は、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有する。ただし、信託行為によりその権限に制限を加えることを妨げない。

（受託者の権限違反行為の取消し）

第二十七條 受託者が信託財産のためにした行為がその権限に属しない場合において、次のいずれにも該当しないときは、受益者は、当該行為を取り消すことができる。

一 当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が信託財産のためにされたものであることを知っていたこと。

二 当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が受託者の権限に属しないことを知っていたこと又は知らなかったことにつき重大な過失があつたこと。

前項の規定にかかわらず、受託者が信託財産に属する財産（第十四条の信託の登記又は登録をすることができないものに限る。）について権利を設定し又は移転した行為がその権限に属しない場合には、次のいずれにも該当するときに限り、受益者は、当該行為を取り消すことができる。

一 当該行為の当時、当該信託財産に属する財産について第十四条の信託の登記又は登録がされていたこと。

二 当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が受託者の権限に属しないことを知っていたこと又は知らなかったことにつき重大な過失があつたこと。

3 二人以上の受益者のうちの一人が前二項の規定による取消権を行使したときは、その取消しは、他の受益者のためにも、その効力を生ずる。

4 第一項又は第二項の規定による取消権は、受益者（信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人）が取消しの原因があることを知った時から三箇月間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から一年を経過したときも、同様とする。

（信託事務の処理の第三者への委託）

第二十八条 受益者は、次に掲げる場合には、信託事務の処理を第三者に委託することができる。

一 信託行為に信託事務の処理を第三者に委託する旨又は委託することができ旨の定めがあるとき。

二 信託行為に信託事務の処理の第三者への委託に関する定めがない場合において、信託事務の処理を第三者に委託することが信託の目的に照らして相当であると認められるとき。

三 信託行為に信託事務の処理を第三者に委託してはならない旨の定めがある場合において、信託事務の処理を第三者に委託することにつき信託の目的に照らしてやむを得ない事由があると認められるとき。

第二節 受益者の義務等

（受益者の注意義務）

第二十九条 受益者は、信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならない。

2 受益者は、信託事務を処理するに当たっては、善良な管理者の注意をもって、これをしなければならぬ。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる注意をもって、これをするものとする。

（忠実義務）

第三十条 受益者は、受益者のため忠実に信託事務の処理その他の行為をしなければならぬ。（利益相反行為の制限）

第三十一条 受益者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 信託財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む。）を固有財産に帰属させ、又は固有財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む。）を信託財産に帰属させること。

二 信託財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む。）を他の信託の信託財産に帰属させること。

三 第三者との間において信託財産のためにする行為であつて、自己が当該第三者の代理人となつて行うもの

四 信託財産に属する財産につき固有財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であつて受益者又はその利害関係人と受益者との利益が相反することとなるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる行為をすることができ。ただし、第二号に掲げる事由にあつては、同号に該当する場合でも当該行為をすることができない旨の信託行為の定めがあるときは、この限りでない。

一 信託行為に当該行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。

二 受益者が当該行為について重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき。

三 相続その他の包括承継により信託財産に属する財産に係る権利が固有財産に帰属したとき。

四 受益者が当該行為をすることが信託の目的の達成のために合理的に必要と認められる場合であつて、受益者の利益を害しないことが明らかであるとき。又は当該行為の信託財産に与える影響、当該行為の目的及び態様、受益者の受益者との実質的な利害関係の状況その他の事情に照らして正当な理由があるとき。

3 受益者は、第一項各号に掲げる行為をしたときは、受益者に対し、当該行為についての重要な事実を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 第一項及び第二項の規定に違反して第一項第一号又は第二号に掲げる行為がされた場合には、これらの行為は、無効とする。

5 前項の行為は、受益者の追認により、当該行為の時にさかのぼつてその効力を生ずる。

6 第四項に規定する場合において、受益者が第三者との間において第一項第一号又は第二号の財産について処分その他の行為をしたときは、当該第三者が同項及び第二項の規定に違反して第一項第一号又は第二号に掲げる行為がされたことを知つていたとき又は知らなかったことに

つき重大な過失があつたときに限り、受益者は、当該処分その他の行為を取り消すことができる。この場合においては、第二十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

7 第一項及び第二項の規定に違反して第一項第三号又は第四号に掲げる行為がされた場合には、当該第三者がこれを知つていたとき又は知らなかったことにつき重大な過失があつたときに限り、受益者は、当該行為を取り消すことができる。この場合においては、第二十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

第三十二条 受益者は、受益者として有する権限に基づいて信託事務の処理としてすることができ。行為であつてこれをしないことが受益者の利益に反するものについては、これを固有財産又は受益者の利害関係人の計算ではならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項に規定する行為を固有財産又は受益者の利害関係人の計算ですることができ。ただし、第二号に掲げる事由にあつては、同号に該当する場合でも当該行為を固有財産又は受益者の利害関係人の計算ですることができない旨の信託行為の定めがあるときは、この限りでない。

一 信託行為に当該行為を固有財産又は受益者の利害関係人の計算ですることを許容する旨の定めがあるとき。

二 受益者が当該行為を固有財産又は受益者の利害関係人の計算ですることについて重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき。

3 受益者は、第一項に規定する行為を固有財産又は受益者の利害関係人の計算でした場合に、受益者に対し、当該行為についての重要な事実を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 第一項及び第二項の規定に違反して受益者が第一項に規定する行為をした場合には、受益者は、当該行為は信託財産のためにされたものとみなすことができる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

5 前項の規定による権利は、当該行為の時から一年を経過したときは、消滅する。

（公平義務）

第三十三条 受益者が二人以上ある信託においては、受益者は、受益者のために公平にその職務を行わなければならない。

（分別管理義務）

第三十四条 受益者は、信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める方法により、分別して管理しなければならない。ただし、分別して管理する方法について、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 第十四条の信託の登記又は登録をすることができない財産（第三号に掲げるものを除く。）

二 第十四条の信託の登記又は登録をすることができない財産（次号に掲げるものを除く。）

次イ又はロに掲げる財産の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 動産（金銭を除く。） 信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを外形上区別することができ

る状態で保管する方法

ロ 金銭その他のイに掲げる財産以外の財産 其の計算を明らかにする方法

法務省令で定める財産 当該財産を適切に分別して管理する方法として法務省令で定めるもの

2 前項ただし書の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる財産について第十四条の信託の登記又は登録をする義務は、これを免除することができない。

（信託事務の処理の委託における第三者の選任及び監督に関する義務）

第三十五条 第二十八条の規定により信託事務の処理を第三者に委託するときは、受益者は、信託の目的に照らして適切な者に委託しなければならない。

2 第二十八条の規定により信託事務の処理を第三者に委託したときは、受益者は、当該第三者に対し、信託の目的の達成のために必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 受益者が信託事務の処理を次に掲げる第三者に委託したときは、前二項の規定は、適用しない。ただし、受益者は、当該第三者が不適任若しくは不誠実であること又は当該第三者による事務の処理が不適切であることを知つたときは、その旨の受益者に対する通知、当該第三者への委託の解除その他の必要な措置をとらなければならない。

一 信託行為において指名された第三者

二 信託行為において受託者が委託者又は受益者の指名に従い信託事務の処理を第三者に委託する旨の定めがある場合において、当該定めに従い指名された第三者

四 前項ただし書の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(信託事務の処理の状況についての報告義務)

第三十六条 委託者又は受益者は、受託者に対し、信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況について報告を求めることができる。

(帳簿等の作成等、報告及び保存の義務)

第三十七条 受託者は、信託事務に関する計算並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を明らかにするため、法務省令で定めるところにより、信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録を作成しなければならない。

二 受託者は、毎年一回、一定の時期に、法務省令で定めるところにより、貸借対照表、損益計算書その他の法務省令で定める書類又は電磁的記録を作成しなければならない。

三 受託者は、前項の書類又は電磁的記録を作成したときは、その内容について受益者(信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人)に報告しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

四 受託者は、第一項の書類又は電磁的記録を作成した場合には、その作成の日から十年間(当該期間内に信託の清算の結了があつたときは、その日までの間。次項において同じ。)、当該書類(当該書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあつては、当該電磁的記録)又は電磁的記録(当該電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあつては、当該書面)を保存しなければならない。ただし、受益者(二人以上の受益者が現に存する場合にあつてはすべての受益者、信託管理人が現に存する場合にあつては信託管理人。第六項ただし書において同じ。)に対し、当該書類若しくはその写しを交付し、又は当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供したときは、この限りでない。

五 受託者は、信託財産に属する財産の処分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類

又は電磁的記録を作成し、又は取得した場合に、その作成又は取得の日から十年間、当該書類(当該書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあつては、当該電磁的記録)又は電磁的記録(当該電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあつては、当該書面)を保存しなければならない。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

六 請求者が、過去二年以内において、前項の規定による閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものとき。

三 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

四 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

五 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

六 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

七 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

八 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

九 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十一 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十二 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十三 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十四 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十五 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十六 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十七 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

六 請求者が、過去二年以内において、前項の規定による閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものとき。

三 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

四 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

五 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

六 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

七 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

八 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

九 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十一 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十二 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十三 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十四 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十五 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十六 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十七 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十八 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

三 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

四 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

五 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

六 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

七 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

八 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

九 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十一 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十二 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十三 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十四 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十五 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十六 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十七 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十八 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

十九 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

二十 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

二十一 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

二十二 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

二十三 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

二十四 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

二十五 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

二十六 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

二十七 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

二十八 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

二十九 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

三十 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

人が前条の規定による責任を負う場合において、当該法人が行った法令又は信託行為の定め違反する行為につき悪意又は重大な過失があるときは、受益者に対し、当該法人と連帯して、損失のてん補又は原状の回復をする責任を負う。

（損失のてん補責任等の免除）

第四十二条 受益者は、次に掲げる責任を免除することができる。

- 一 第四十条の規定による責任
- 二 前条の規定による責任

（損失填補責任等に係る債権の期間の制限）

第四十三条 第四十条の規定による責任に係る債権の消滅時効は、債務の不履行によって生じた責任に係る債権の消滅時効の例による。

- 二 第四十一条の規定による責任に係る債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。
 - 一 受益者が当該債権を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。
 - 二 当該債権を行使することができる時から十年間行使しないとき。

3 第四十条又は第四十一条の規定による責任に係る受益者の債権の消滅時効は、受益者が受益者としての指定を受けたことを知るに至るまでの間（受益者が現に存しない場合にあつては、信託管理人が選任されるまでの間）は、進行しない。

4 前項に規定する債権は、受益者がその任務を怠ったことによつて信託財産に損失又は変更が生じた時から二十年を経過したときは、消滅する。

（受益者による受益者の行為の差止め）

第四十四条 受益者が法令若しくは信託行為の定め違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて信託財産に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、受益者は、当該受益者に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 受益者が第三十三条の規定に違反する行為をし、又はこれをするおそれがある場合において、当該行為によつて一部の受益者に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該受益者は、当該受益者に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（費用又は報酬の支弁等）

第四十五条 第四十条、第四十一条又は前条の規定による請求に係る訴えを提起した受益者が勝

訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき、又は弁護士、弁護士法人、弁護士、外国法事務弁護士共同法人、司法書士若しくは司法書士法人に報酬を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その額の範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

2 前項の訴えを提起した受益者が敗訴した場合であつても、悪意があつたときを除き、当該受益者は、受益者に対し、これによって生じた損害を賠償する義務を負わない。

（検査役の選任）

第四十六条 受益者の信託事務の処理に関し、不正の行為又は法令若しくは信託行為の定め違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、受益者は、信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

2 前項の申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

3 第一項の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。

4 第一項の規定による検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

5 第二項の検査役は、信託財産から裁判所が定める報酬を受けることができる。

6 前項の規定による検査役の報酬を定める裁判をする場合には、受益者及び第二項の検査役の陳述を聴かなければならない。

7 第五項の規定による検査役の報酬を定める裁判に対しては、受益者及び第二項の検査役に限り、即時抗告をすることができる。

第四十七条 前条第二項の検査役は、その職務を行うため必要があるときは、受益者に対し、信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況について報告を求め、又は当該信託に係る帳簿、書類その他の物件を調査することができる。

2 前条第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。

3 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、前条第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

4 前条第二項の検査役は、第二項の報告をしたときは、受益者及び同条第一項の申立てをした受益者に対し、第二項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。

5 受益者は、前項の規定による書面の写しの交付又は電磁的記録に記録された事項の法務省令で定める方法による提供があつたときは、直ちに、その旨を受益者（前条第一項の申立てをしたものを除く。次項において同じ。）に通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

6 裁判所は、第二項の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、受益者に対し、同項の調査の結果を受益者に通知することその他の当該報告の内容を周知するための適切な措置をとるべきことを命じなければならない。

第四節 受益者の費用等及び信託報酬等（信託財産からの費用等の償還等）

第四十八条 受益者は、信託事務を処理するのに必要と認められる費用を固有財産から支出した場合に、信託財産から当該費用及び支出の日以後におけるその利息（以下「費用等」という。）の償還を受けることができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 受益者は、信託事務を処理するについて費用を要するときは、信託財産からその前払を受けることができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

3 受益者は、前項本文の規定により信託財産から費用の前払を受けるには、受益者に対し、前払を受ける額及びその算定根拠を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 第一項又は第二項の規定にかかわらず、費用等の償還又は費用の前払は、受益者が第四十条の規定による責任を負う場合には、これを履行した後でなければ、受けることができない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

5 第一項又は第二項の場合には、受益者が受益者との間の合意に基づいて当該受益者から費用等の償還又は費用の前払を受けることを妨げない。

（費用等の償還等の方法）

第四十九条 受益者は、前条第一項又は第二項の規定により信託財産から費用等の償還又は費用の前払を受けることができる場合には、その額の限度で、信託財産に属する金銭を固有財産に帰属させることができる。

2 前項に規定する場合において、必要があるときは、受益者は、信託財産に属する財産（当該財産を処分することにより信託の目的を達成することができないこととなるものを除く。）を処分することができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

3 第一項に規定する場合において、第三十一条第二項各号のいずれかに該当するときは、受益者は、第一項の規定により有する権利の行使に代えて、信託財産に属する財産で金銭以外のものを固有財産に帰属させることができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 第一項の規定により受益者が有する権利は、信託財産に属する財産に対し強制執行又は担保権の実行の手続が開始したときは、これらの手続との関係においては、金銭債権とみなす。

5 前項の場合には、同項に規定する権利の存在を証する文書により当該権利を有することを証明した受益者も、同項の強制執行又は担保権の実行の手続において、配当要求をすることができる。

6 各債権者（信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者に限る。以下この項及び次項において同じ。）の共同の利益のためにされた信託財産に属する財産の保存、清算又は配当に関する費用等について第一項の規定により受益者が有する権利は、第四項の強制執行又は担保権の実行の手続において、他の債権者（当該費用等がすべての債権者に有益でなかつた場合にあつては、当該費用等によつて利益を受けていないものを除く。）の権利に優先する。この場合において、その順位は、民法第三百七条第一項に規定する先取特権と同順位とする。

7 次の各号に該当する費用等について第一項の規定により受益者が有する権利は、当該各号に

掲げる区分に応じ、当該各号の財産に係る第四項の強制執行又は担保権の実行の手続において、当該各号に定める金額について、他の債権者の権利に優先する。

一 信託財産に属する財産の保存のために支出した金額その他の当該財産の価値の維持のために必要であると認められるもの。その金額二 信託財産に属する財産の改良のために支出した金額その他の当該財産の価値の増加に有益であると認められるもの。その金額又は現に存する増価額のいずれか低い金額

(信託財産責任負担債務の弁済による受託者の代位)

第五十条 受託者は、信託財産責任負担債務を固有財産をもって弁済した場合において、これにより前条第一項の規定による権利を有することとなったときは、当該信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者に代位する。この場合においては、同項の規定により受託者が有する権利は、その代位との関係においては、金銭債権とみなす。

2 前項の規定により受託者が同項の債権者に代位するときは、受託者は、遅滞なく、当該債権者の有する債権が信託財産責任負担債務に係る債権である旨及びこれを固有財産をもって弁済した旨を当該債権者に通知しなければならない。

(費用等の償還等と同時履行)

第五十一条 受託者は、第四十九条第一項の規定により受託者が有する権利が消滅するまでは、受益者又は第八十二条第一項第二号に規定する帰属権利者に対する信託財産に係る給付をすべき債務の履行を拒むことができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(信託財産が費用等の償還等に不足している場合の措置)

第五十二条 受託者は、第四十八条第一項又は第二項の規定により信託財産から費用等の償還又は費用の前払を受けるのに信託財産(第四十九条第二項の規定により処分することができないものを除く。第一号及び第四項において同じ。)が不足している場合において、委託者及び受益者に対し次に掲げる事項を通知し、第二号の相当の期間を経過しても委託者又は受益者から費用等の償還又は費用の前払を受けなかったときは、信託を終了させることができる。

一 信託財産が不足しているため費用等の償還又は費用の前払を受けることができない旨
二 受託者の定める相当の期間内に委託者又は受益者から費用等の償還又は費用の前払を受けないときは、信託を終了させる旨

2 委託者が現に存しない場合における前項の規定の適用については、同項中「委託者及び受益者」とあり、及び「委託者又は受益者」とあるのは、「受益者」とする。

3 受益者が現に存しない場合における第一項の規定の適用については、同項中「委託者及び受益者」とあり、及び「委託者又は受益者」とあるのは、「委託者」とする。

4 第四十八条第一項又は第二項の規定により信託財産から費用等の償還又は費用の前払を受けるのに信託財産が不足している場合において、委託者及び受益者が現に存しないときは、受託者は、信託を終了させることができる。

(信託財産からの損害の賠償)

第五十三条 受託者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める損害の額について、信託財産からその賠償を受けることができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 受託者が信託事務を処理するため自己に過失なく損害を受けた場合 当該損害の額

二 受託者が信託事務を処理するため第三者の故意又は過失によつて損害を受けた場合(前号に掲げる場合を除く。) 当該第三者に対し賠償を請求することができる額

2 第四十八条第四項及び第五項、第四十九条(第六項及び第七項を除く。)並びに前二条の規定は、前項の規定による信託財産からの損害の賠償について準用する。

(受託者の信託報酬)

第五十四条 受託者は、信託の引受けについて商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百十二条の規定の適用がある場合のほか、信託行為に受託者が信託財産から信託報酬(信託事務の処理の対価として受託者の受ける財産上の利益をいう。以下同じ。)を受ける旨の定めがある場合に限り、信託財産から信託報酬を受けることができる。

2 前項の場合には、信託報酬の額は、信託行為に信託報酬の額又は算定方法に関する定めがあるときはその定めるところにより、その定めがないときは相当の額とする。

3 前項の定めがないときは、受託者は、信託財産から信託報酬を受けるには、受益者に対し、信託報酬の額及びその算定の根拠を通知しなければならない。

4 第四十八条第四項及び第五項、第四十九条(第六項及び第七項を除く。)、第五十一条並びに第五十二条並びに民法第六百四十八条第二項及び第三項並びに第六百四十八条の二の規定は、受託者の信託報酬について準用する。

(受託者による担保権の実行)

第五十五条 担保権が信託財産である信託において、信託行為において受益者が当該担保権によって担保される債権に係る債権者とされている場合には、担保権者である受託者は、信託事務として、当該担保権の実行の申立てをし、売却代金の配当又は弁済金の交付を受けることができる。

第五節 受託者の変更等

第一款 受託者の任務の終了

(受託者の任務の終了事由)

第五十六条 受託者の任務は、信託の清算が終了した場合のほか、次に掲げる事由によつて終了する。ただし、第二号又は第三号に掲げる事由による場合にあつては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 受託者である個人の死亡

二 受託者である個人が後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと。

三 受託者(破産手続開始の決定により解散するものを除く。)が破産手続開始の決定を受けたこと。

四 受託者である法人が合併以外の理由により解散したこと。

五 次条の規定による受託者の辞任

六 第五十八条の規定による受託者の解任

七 信託行為において定めた事由

2 受託者である法人が合併をした場合における合併後存続する法人又は合併により設立する法人は、受託者の任務を引き継ぐものとする。受託者である法人が分割をした場合における分割により受託者としての権利義務を承継する法人も、同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 第一項第三号に掲げる事由が生じた場合において、同項ただし書の定めにより受託者の任務が終了しないときは、受託者の職務は、破産者が行う。

5 受託者の任務は、受託者が再生手続開始の決定を受けたことによつては、終了しない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

6 前項本文に規定する場合において、管財人があるときは、受託者の職務の遂行並びに信託財産に属する財産の管理及び処分をする権利は、管財人に専属する。保全管理人があるときも、同様とする。

7 前二項の規定は、受託者が更生手続開始の決定を受けた場合について準用する。この場合において、前項中「管財人があるとき」とあるのは、「管財人があるとき(会社更生法第七十四条第二項(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十七条及び第二百三条において準用する場合を含む。))の期間を除く。」と読み替えるものとする。

(受託者の辞任)

第五十七条 受託者は、委託者及び受益者の同意を得て、辞任することができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 受託者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

3 受託者は、前項の許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

4 第二項の許可の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。

5 第二項の規定による辞任の許可の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 委託者が現に存しない場合には、第一項本文の規定は、適用しない。

(受託者の解任)

第五十八条 委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、受託者を解任することができる。

2 委託者及び受益者が受託者に不利な時期に受託者を解任したときは、委託者及び受益者は、受託者の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があつたときは、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があると

きは、裁判所は、委託者又は受益者の申立てにより、受託者を解任することができる。

5 裁判所は、前項の規定により受託者を解任する場合には、受託者の陳述を聴かなければならない。

6 第四項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

7 第四項の規定による解任の裁判に対しては、委託者、受託者又は受益者に限り、即時抗告をすることができ。

8 委託者が現に存しない場合には、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第二款 前受託者の義務等

第五十九条 第五十六条第一項第三号から第七号までに掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、受託者であった者（以下「前受託者」という。）は、受益者に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 第五十六条第一項第三号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、前受託者は、破産管財人に対し、信託財産に属する財産の内容及び所在、信託財産責任負担債務の内容その他の法務省令で定める事項を通知しなければならない。

3 第五十六条第一項第四号から第七号までに掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、前受託者は、新たな受託者（第六十四条第一項の規定により信託財産管理者が選任された場合にあつては、信託財産管理者。以下この節において「新受託者等」という。）が信託事務の処理をすることができに至るまで、引き続き信託財産に属する財産の保管をし、かつ、信託事務の引継ぎに必要な行為をしなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その義務を加重することができる。

4 前項の規定にかかわらず、第五十六条第一項第五号に掲げる事由（第五十七条第一項の規定によるものに限る。）により受託者の任務が終了した場合には、前受託者は、新受託者等が信託事務の処理をすることができに至るまで、引き続き受託者としての権利義務を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

5 第三項の場合（前項本文に規定する場合を除く。）において、前受託者が信託財産に属する財産の処分をしようとするときは、受益者は、前受託者に対し、当該財産の処分を要めることを請求することができる。ただし、新受託者等が信託事務の処理をすることができに至った後は、この限りでない。

（前受託者の相続人等の通知及び保管の義務等）

第六十条 第五十六条第一項第一号又は第二号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、前受託者の相続人（法定代理人が現に存する場合にあつては、その法定代理人）又は成年後見人若しくは保佐人（以下この節において「前受託者の相続人等」と総称する。）がその事実を知っているときは、前受託者の相続人等は、知れている受益者に対し、これを通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 第五十六条第一項第一号又は第二号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、前受託者の相続人等は、新受託者等又は信託財産法人管理者が信託事務の処理をすることができに至るまで、信託財産に属する財産の保管をし、かつ、信託事務の引継ぎに必要な行為をしなければならない。

3 前項の場合において、前受託者の相続人等が信託財産に属する財産の処分をしようとするときは、受益者は、これらの者に対し、当該財産の処分を要めることを請求することができる。ただし、新受託者等又は信託財産法人管理者が信託事務の処理をすることができに至った後は、この限りでない。

4 第五十六条第一項第三号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、破産管財人は、新受託者等が信託事務を処理することができるに至るまで、信託財産に属する財産の保管をし、かつ、信託事務の引継ぎに必要な行為をしなければならない。

5 前項の場合において、破産管財人が信託財産に属する財産の処分をしようとするときは、受益者は、破産管財人に対し、当該財産の処分を要めることを請求することができる。ただし、新受託者等が信託事務の処理をすることができに至った後は、この限りでない。

6 前受託者の相続人等又は破産管財人は、新受託者等又は信託財産法人管理者に対し、第一項、第二項又は第四項の規定による行為をするために支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

7 第四十九条第六項及び第七項の規定は、前項の規定により前受託者の相続人等又は破産管財人が有する権利について準用する。

（費用又は報酬の支弁等）

第六十一条 第五十九条第五項又は前条第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起した受益者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該訴えに係る訴訟に關し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき、又は弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、司法書士若しくは司法書士法人に報酬を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その額の範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

2 前項の訴えを提起した受益者が敗訴した場合であっても、悪意があつたときを除き、当該受益者は、受託者に対し、これによって生じた損害を賠償する義務を負わない。

第三款 新受託者の選任

第六十二条 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、信託行為に新たな受託者（以下「新受託者」という。）に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより新受託者となるべき者と指定した者が信託の引受けをせず、若しくはこれをすることができないときは、委託者及び受益者は、その合意により、新受託者を選任することができる。

2 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、信託行為に新受託者となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、新受託者となるべき者として指定された者に対し、相当の期間を定め、その期間内に就任の承諾をするかどうかを確答すべき旨を催告することができる。ただし、当該定めが停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に限る。

3 前項の規定による催告があつた場合において、新受託者となるべき者として指定された者は、同項の期間内に委託者及び受益者（二人以上の受益者が現に存する場合にあつてはその一人、信託管理者が現に存する場合にあつては信託管理者）に対し確答をしないときは、就任の承諾をしなかつたものとみなす。

4 第一項の場合において、同項の合意に係る協議の状況その他の事情に照らして必要があると

認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新受託者を選任することができる。

5 前項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

6 第四項の規定による新受託者の選任の裁判に対しては、委託者若しくは受益者又は現に存する受託者に限り、即時抗告をすることができ。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

8 委託者が現に存しない場合における前各項の規定の適用については、第一項中「委託者及び受益者は、その合意により」とあるのは「受益者は」と、第三項中「委託者及び受益者」とあるのは「受益者」と、第四項中「同項の合意に係る協議の状況」とあるのは「受益者の状況」とする。

第四款 信託財産管理者等（信託財産管理命令）

第六十三条 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、新受託者が選任されておらず、かつ、必要があると認めるときは、新受託者が選任されるまでの間、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託財産管理者による管理を命ずる処分（以下この款において「信託財産管理命令」という。）をすることができ。

2 前項の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。

3 裁判所は、信託財産管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 信託財産管理命令及び前項の規定による決定に対しては、利害関係人に限り、即時抗告をすることができ。

（信託財産管理者の選任等）

第六十四条 裁判所は、信託財産管理命令をする場合には、当該信託財産管理命令において、信託財産管理者を選任しなければならない。

2 前項の規定による信託財産管理者の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、第一項の規定による信託財産管理者の選任の裁判をしたときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 信託財産管理者を選任した旨
二 信託財産管理者の氏名又は名称

- 4 前項第二号の規定は、同号に掲げる事項に変更を生じた場合について準用する。
- 5 信託財産管理命令があった場合において、信託財産に属する権利で登記又は登録がされたものがあることを知ったときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、信託財産管理命令の登記又は登録を嘱託しなければならない。
- 6 信託財産管理命令を取り消す裁判があったとき、又は信託財産管理命令があった後に新受託者が選任された場合において当該新受託者が信託財産管理命令の登記若しくは登録の抹消の嘱託の申立てをしたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、信託財産管理命令の登記又は登録の抹消を嘱託しなければならない。
- 6 前受託者が前条第一項の規定による信託財産管理者の選任の裁判があった後に信託財産に属する財産に関してした法律行為は、信託財産との関係においては、その効力を主張することができない。
- 2 前受託者が前条第一項の規定による信託財産管理者の選任の裁判があった日にした法律行為は、当該裁判があった後にしたものと推定する。
- (信託財産管理者の権限)
- 第六十六条 第六十四条第一項の規定により信託財産管理者が選任された場合には、受託者の職務の遂行並びに信託財産に属する財産の管理及び処分をする権利は、信託財産管理者に専属する。
- 2 二人以上の信託財産管理者があるときは、これらの者が共同してその権限に属する行為をしなければならない。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。
- 3 二人以上の信託財産管理者があるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。
- 4 信託財産管理者が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。
- 一 保存行為
- 二 信託財産に属する財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為
- 5 前項の規定に違反して行った信託財産管理者の行為は、無効とする。ただし、信託財産管理者は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。
- 6 信託財産管理者は、第二項ただし書又は第四項の許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。
- 7 第二項ただし書又は第四項の許可の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。
- 8 第二項ただし書又は第四項の規定による許可の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- (信託財産に属する財産の管理)
- 第六十七条 信託財産管理者は、就職の後直ちに信託財産に属する財産の管理に着手しなければならない。
- (当事者適格)
- 第六十八条 信託財産に関する訴えについては、信託財産管理者を原告又は被告とする。
- (信託財産管理者の義務等)
- 第六十九条 信託財産管理者は、その職務を行うに当たっては、受託者と同じ義務及び責任を負う。
- (信託財産管理者の辞任及び解任)
- 第七十条 第五十七条第二項から第五項までの規定は信託財産管理者の辞任について、第五十八条第四項から第七項までの規定は信託財産管理者の解任について、それぞれ準用する。この場合において、第五十七条第二項中「やむを得ない事由」とあるのは、「正当な事由」と読み替えるものとする。
- (信託財産管理者の報酬等)
- 第七十一条 信託財産管理者は、信託財産から裁判が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。
- 2 前項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判をする場合には、信託財産管理者の陳述を聴かなければならない。
- 3 第一項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判に対しては、信託財産管理者に限り、即時抗告をすることができる。
- (信託財産管理者による新受託者への信託事務の引継ぎ等)
- 第七十二条 第七十七条の規定は、信託財産管理者の選任後に新受託者が就任した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「受益者（一人以上の受益者が現に存する場中）」にあってはすべての受益者、信託管理人が現に存する場合にあっては信託管理人」とあり、同条第二項中「受益者（信託管理人が現に存する場合にあっては、信託管理人。次項において同じ。）」とあり、及び同条第三項中「受益者」とあるのは「新受託者」と、同条第二項中「当該受益者」とあるのは「当該新受託者」と読み替えるものとする。
- (受託者の職務を代行する者の権限)
- 第七十三条 第六十六条の規定は、受託者の職務を代行する者を選任する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者について準用する。
- (受託者の死亡により任務が終了した場合の信託財産の帰属等)
- 第七十四条 第五十六条第一項第一号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、信託財産は、法人とする。
- 2 前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（第六項において「信託財産法人管理命令」という。）をすることができる。
- 3 第六十三条第二項から第四項までの規定は、前項の申立てに係る事件について準用する。
- 4 新受託者が就任したときは、第一項の法人は、成立しなかったものとみなす。ただし、信託財産法人管理人がその権限内でした行為の効力を妨げない。
- 5 信託財産法人管理人の代理権は、新受託者が信託事務の処理をすることができるに至った時に消滅する。
- 6 第六十四条の規定は信託財産法人管理命令をする場合について、第六十六条から第七十二条までの規定は信託財産法人管理人について、それぞれ準用する。
- 第五款 受託者の変更に伴う権利義務の承継等
- (信託に関する権利義務の承継等)
- 第七十五条 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、新受託者が就任したときは、新受託者は、前受託者の任務が終了した時に、その時に存する信託に関する権利義務を前受託者から承継したものとみなす。
- 2 前項の規定にかかわらず、第五十六条第一項第五号に掲げる事由（第五十七条第一項の規定によるものに限る。）により受託者の任務が終了した場合（第五十九条第四項ただし書の場合を除く。）には、新受託者は、新受託者等が就任した時に、その時に存する信託に関する権利義務を前受託者から承継したものとみなす。
- 3 前二項の規定は、新受託者が就任するに至るまでの間に前受託者、信託財産管理者又は信託財産法人管理人がその権限内でした行為の効力を妨げない。
- 4 第二十七条の規定は、新受託者等が就任するに至るまでの間に前受託者等がその権限に属しない行為をした場合について準用する。
- 5 前受託者（その相続人を含む。以下この条において同じ。）が第四十条の規定による責任を負う場合又は法人である前受託者の理事、取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者（以下この項において「理事等」と総称する。）が第四十一条の規定による責任を負う場合には、新受託者等又は信託財産法人管理人は、前受託者又は理事等に対し、第四十条又は第四十一条の規定による請求をすることができる。
- 6 前受託者が信託財産から費用等の償還若しくは損害の賠償を受けることができ、又は信託報酬を受けることができる場合には、前受託者は、新受託者等又は信託財産法人管理人に対し、費用等の償還若しくは損害の賠償又は信託報酬の支払を請求することができる。ただし、新受託者等又は信託財産法人管理人は、信託財産に属する財産のみをもってこれを履行する責任を負う。
- 7 第四十八条第四項並びに第四十九条第六項及び第七項の規定は、前項の規定により前受託者が有する権利について準用する。
- 8 新受託者が就任するに至るまでの間に信託財産に属する財産に対し既にされている強制執行、仮差押え若しくは仮処分の執行又は担保権の実行若しくは競売の手続は、新受託者に対し続行することができる。
- 9 前受託者は、第六項の規定による請求に係る債権の弁済を受けるまで、信託財産に属する財産を留置することができる。
- (承継された債務に関する前受託者及び新受託者の責任)
- 第七十六条 前条第一項又は第二項の規定により信託債権に係る債務が新受託者に承継された場合にも、前受託者は、自己の固有財産をもって、その承継された債務を履行する責任を負う。ただし、信託財産に属する財産のみをもつ

て当該債務を履行する責任を負うときは、この限りでない。

2 新受託者は、前項本文に規定する債務を承継した場合に、信託財産に属する財産のみをもってこれを履行する責任を負う。
(前受託者による新受託者等への信託事務の引継ぎ等)

第七十七条 新受託者等が就任した場合に、前受託者は、遅滞なく、信託事務に関する計算を行い、受益者（二人以上の受益者が現に存する場合にあつては、そのすべての受益者、信託管理人が現に存する場合にあつては信託管理人）に対しその承認を求めるとともに、新受託者等が信託事務の処理を行うのに必要な信託事務の引継ぎをしなければならない。

2 受益者（信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人。次項において同じ。）が前項の計算を承認した場合には、同項の規定による当該受益者に対する信託事務の引継ぎに関する責任は、免除されたものとみなす。ただし、前受託者の職務の執行に不正の行為があつたときは、この限りでない。

3 受益者が前受託者から第一項の計算の承認を求められた時から一箇月以内に異議を述べなかつた場合には、当該受益者は、同項の計算を承認したものとみなす。

(前受託者の相続人等又は破産管財人による新受託者等への信託事務の引継ぎ等)

第七十八條 前条の規定は、第五十六條第一項第一号又は第二号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合における前受託者の相続人等及び同項第三号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合における破産管財人について準用する。

第六節 受託者が二人以上ある信託の特例

(信託財産の合有)

第七十九條 受託者が二人以上ある信託においては、信託財産は、その合有とする。

(信託事務の処理の方法)

第八十條 受託者が二人以上ある信託においては、信託事務の処理については、受託者の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、保存行為については、各受託者が単独で決することができ。

3 前二項の規定により信託事務の処理について決定がされた場合には、各受託者は、当該決定に基づいて信託事務を執行することができる。

4 前三項の規定にかかわらず、信託行為に受託者の職務の分掌に関する定めがある場合には、各受託者は、その定めに従い、信託事務の処理について決し、これを執行する。

5 前二項の規定による信託事務の処理についての決定に基づく信託財産のためにする行為については、各受託者は、他の受託者を代理する権限を有する。

6 前各項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

7 受託者が二人以上ある信託においては、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。ただし、受益者の意思表示については、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(職務分掌者の当事者適格)

第八十一條 前条第四項に規定する場合には、信託財産に関する訴えについて、各受託者は、自己の分掌する職務に関し、他の受託者のために原告又は被告となる。

(信託事務の処理についての決定の他の受託者への委託)

第八十二條 受託者が二人以上ある信託においては、各受託者は、信託行為に別段の定めがある場合又はやむを得ない事由がある場合を除き、他の受託者に対し、信託事務（常務に属するものを除く。）の処理についての決定を委託することができない。

(信託事務の処理に係る債務の負担関係)

第八十三條 受託者が二人以上ある信託において、信託事務を処理するに当たって各受託者が第三者に対し債務を負担した場合には、各受託者は、連帯債務者とする。

2 前項の規定にかかわらず、信託行為に受託者の職務の分掌に関する定めがある場合において、ある受託者がその定めに従い信託事務を処理するに当たって第三者に対し債務を負担したときは、他の受託者は、信託財産に属する財産のみをもってこれを履行する責任を負う。ただし、当該第三者が、その債務の負担の原因である行為の当時、当該行為が信託事務の処理としてされたこと及び受託者が二人以上ある信託であることを知っていた場合であつて、信託行為に受託者の職務の分掌に関する定めがあることを知らず、かつ、知らなかったにつき過失がなかつたときは、当該他の受託者は、これをもつて当該第三者に対抗することができない。

(信託財産と固有財産等とに属する共有物の分割の特例)

第八十四條 受託者が二人以上ある信託における第十九條の規定の適用については、同条第一項中「場合には」とあるのは「場合において、当該信託財産に係る信託に受託者が二人以上あるときは」と、同条第二号中「受託者」とあるのは「固有財産に共有持分が属する受託者」と、同条第三号中「受託者の」とあるのは「固有財産に共有持分が属する受託者の」と、同条第二項中「受託者」とあるのは「固有財産に共有持分が属する受託者」と、同条第三項中「場合には」とあるのは「場合において、当該信託財産に係る信託又は他の信託財産に係る信託に受託者が二人以上あるときは」と、同条第三号中「受託者の」とあるのは「各信託財産の共有持分が属する受託者の」と、「受託者が決する」とあるのは「受託者の協議による」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号又は第三号」とする。

(受託者の責任等の特例)

第八十五條 受託者が二人以上ある信託において、二人以上の受託者がその任務に違反する行為をしたことにより第四十條の規定による責任を負う場合には、当該行為をした各受託者は、連帯債務者とする。

2 受託者が二人以上ある信託における第四十條第一項及び第四十一條の規定の適用については、これらの規定中「受益者」とあるのは、「受益者又は他の受託者」とする。

3 受託者が二人以上ある信託において第四十二條の規定により第四十條又は第四十一條の規定による責任が免除されたときは、他の受託者は、これらの規定によれば当該責任を負うべき者に対し、当該責任の追及に係る請求をすることができない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 受託者が二人以上ある信託における第四十四條の規定の適用については、同条第一項中「受益者」とあるのは「受益者又は他の受託者」と、同条第二項中「当該受益者」とあるのは「当該受益者又は他の受託者」とする。

(受託者の変更等の特例)

第八十六條 受託者が二人以上ある信託における第五十九條の規定の適用については、同条第一項中「受益者」とあるのは「受益者及び他の受託者」と、同条第三項及び第四項中「受託者の

任務」とあるのは「すべての受託者の任務」とする。

2 受託者が二人以上ある信託における第六十條の規定の適用については、同条第一項中「受益者」とあるのは「受益者及び他の受託者」と、同条第二項及び第四項中「受託者の任務」とあるのは「すべての受託者の任務」とする。

3 受託者が二人以上ある信託における第七十四條第一項の規定の適用については、同項中「受託者の任務」とあるのは、「すべての受託者の任務」とする。

4 受託者が二人以上ある信託においては、第七十五條第一項及び第二項の規定にかかわらず、その一人の任務が第五十六條第一項各号に掲げる事由により終了した場合に、その任務が終了した時に存する信託に関する権利義務は他の受託者が当然に承継し、その任務は他の受託者が行う。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(信託の終了の特例)

第八十七條 受託者が二人以上ある信託における第六十三條第三号の規定の適用については、同号中「受託者が欠けた場合」とあるのは、「すべての受託者が欠けた場合」とする。

2 受託者が二人以上ある信託においては、受託者の一部が欠けた場合であつて、前条第四項ただし書の規定によりその任務が他の受託者によつて行われず、かつ、新受託者が就任しない状態が一年間継続したときも、信託は、終了する。

第四章 受益者等

第一節 受益者の権利の取得及び行使

(受益権の取得)

第八十八條 信託行為の定めにより受益者となるべき者として指定された者（次条第一項に規定する受益者指定権等の行使により受益者又は変更後の受益者として指定された者を含む。）は、当然に受益権を取得する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 受託者は、前項に規定する受益者となるべき者として指定された者が同項の規定により受益権を取得したことを知らないときは、その者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（受益者指定権等）

第八十九条 受益者を指定し、又はこれを変更する権利（以下この条において「受益者指定権等」という。）を有する者の定めのある信託においては、受益者指定権等は、受託者に対する意思表示によって行使する。

2 前項の規定にかかわらず、受益者指定権等は、遺言によって行使することができる。

3 前項の規定により遺言によって受益者指定権等が行使された場合において、受託者がこれを知らないときは、これにより受益者となったことをもって当該受託者に対抗することができない。

4 受託者は、受益者を変更する権利が行使されたことにより受益者であった者がその受益権を失ったときは、その者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

5 受益者指定権等は、相続によって承継されない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

6 受益者指定権等を有する者が受託者である場合における第一項の規定の適用については、同項中「受託者」とあるのは、「受益者となるべき者」とする。

（委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例）

第九十条 次の各号に掲げる信託においては、当該各号の委託者は、受益者を変更する権利を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 委託者の死亡の時に受益者となるべき者として指定された者が受益権を取得する旨の定めのある信託

二 委託者の死亡の時に以後に受益者が信託財産に係る給付を受ける旨の定めのある信託

2 前項第二号の受益者は、同号の委託者が死亡するまでは、受益者としての権利を有しない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託の特例）

第九十一条 受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め（受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む。）

のある信託は、当該信託がされた時から三十年を経過した時以後に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合であつて当該受益者が死亡するまで又は当該受益権が消滅するまでの間、その効力を有する。

（信託行為の定めによる受益者の権利行使の制限の禁止）

第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

一 この法律の規定による裁判所に対する申立権

二 第五十一条第一項の規定による催告権

三 第二十三条第五項又は第六項の規定による異議を主張する権利

四 第二十四条第一項の規定による支払の請求権

五 第二十七条第一項又は第二項（これらの規定を第七十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による取消権

六 第三十一条第六項又は第七項の規定による取消権

七 第三十六条の規定による報告を求める権利

八 第三十八条第一項又は第六項の規定による閲覧又は謄写の請求権

九 第四十条の規定による損失のてん補又は原状の回復の請求権

十 第四十一条の規定による損失のてん補又は原状の回復の請求権

十一 第四十四条の規定による差止めの請求権

十二 第四十五条第一項の規定による支払の請求権

十三 第五十九条第五項の規定による差止めの請求権

十四 第六十条第三項又は第五項の規定による差止めの請求権

十五 第六十一条第一項の規定による支払の請求権

十六 第六十二条第二項の規定による催告権

十七 第九十九条第一項の規定による受益権を放棄する権利

十八 第三百三条第一項又は第二項の規定による受益権取得請求権

十九 第三百三十一条第二項の規定による催告権

二十 第三百三十八条第二項の規定による催告権

二十一 第三百八十七条第一項の規定による交付又は提供の請求権

二十二 第九十条第二項の規定による閲覧又は謄写の請求権

二十三 第九十九条第一項の規定による記載又は記録の請求権

二十四 第二百二十六条第一項の規定による金銭のてん補又は支払の請求権

二十五 第二百二十八条第一項の規定による金銭のてん補又は支払の請求権

二十六 第二百五十四条第一項の規定による損失のてん補の請求権

第二節 受益権等

第一款 受益権の譲渡等

（受益権の譲渡性）

第九十三条 受益者は、その有する受益権を譲渡することができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、受益権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の信託行為の定め（以下この項において「譲渡制限の定め」という。）は、その譲渡制限の定めがされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる。

（受益権の譲渡の對抗要件）

第九十四条 受益権の譲渡は、譲渡人が受託者に通知をし、又は受託者が承諾をしなければ、受託者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の通知及び承諾は、確定日付のある証書によつてしなければならない。

（受益権の譲渡における受託者の抗弁）

第九十五条 受託者は、前条第一項の通知又は承諾がされるまでに譲渡人に対し生じた事由をもつて譲受人に対抗することができる。

（共同相続における受益権の承継の對抗要件）

第九十五条の二 相続により受益権が承継された場合において、民法第九百条及び第九百一条の規定により算定した相続分を超えて当該受益権を承継した共同相続人が当該受益権に係る遺言の内容（遺産の分割により当該受益権を承継した場合にあつては、当該受益権に係る遺産の分割の内容）を明らかにし受託者にその承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が受託者に通知をしたものとみなして、同法第八百九十九条の二第一項の規定を適用する。

（受益権の質入れ）

第九十六条 受益者は、その有する受益権に質権を設定することができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、受益権の質入れを禁止し、又は制限する旨の信託行為の定め（以下この項において「質入れ制限の定め」という。）は、その質入れ制限の定めがされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった質権者その他の第三者に対抗することができる。

（受益権の質入れの効果）

第九十七条 受益権を目的とする質権は、次に掲げる金銭等（金銭その他の財産をいう。以下この条及び次条において同じ。）について存在する。

一 当該受益権を有する受益者が受託者から信託財産に係る給付として受けた金銭等

二 第二百三十六条第六項に規定する受益権取得請求によつて当該受益権を有する受益者が受ける金銭等

三 信託の変更による受益権の併合又は分割によつて当該受益権を有する受益者が受ける金銭等

四 信託の併合又は分割（信託の併合又は信託の分割をいう。以下同じ。）によつて当該受益権を有する受益者が受ける金銭等

五 前各号に掲げるもののほか、当該受益権を有する受益者が当該受益権に代わるものとして受ける金銭等

第九十八条 受益権の質権者は、前条の金銭等（金銭に限る。）を受領し、他の債権者に先立って自己の債権の弁済に充てることができる。

2 前項の債権の弁済期が到来していないときは、受益権の質権者は、受託者に同項に規定する金銭等に相当する金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

第二款 受益権の放棄

第九十九条 受益者は、受託者に対し、受益権を放棄する旨の意思表示をすることができる。ただし、受益者が信託行為の当事者である場合は、この限りでない。

2 受益者は、前項の規定による意思表示をしたときは、当初から受益権を有していなかったものとみなす。ただし、第三者の権利を害することとはできない。

第三款 受益債権

（受益債権に係る受託者の責任）

第一百条 受益債権に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。

(受益債権と信託債権との関係)
第一百一条 受益債権は、信託債権に後れる。

(受益債権の期間の制限)

第一百二条 受益債権の消滅時効は、次項及び第三項に定める事項を除き、債権の消滅時効の例による。

2 受益債権の消滅時効は、受益者が受益者としての指定を受けたことを知るに至るまでの間(受益者が現に存しない場合にあつては、信託管理人が選任されるまでの間)は、進行しない。

3 受益債権の消滅時効は、次に掲げる場合に限り、援用することができる。

一 受託者が、消滅時効の期間の経過後、遅滞なく、受益者に対し受益債権の存在及びその内容を相当の期間を定めて通知し、かつ、受益者からその期間内に履行の請求を受けなかったとき。

二 消滅時効の期間の経過時において受益者の所在が不明であるとき、その他信託行為の定め、受益者の状況、関係資料の滅失その他の事情に照らし、受益者に対し前号の規定による通知をしないことについて正当な理由があるとき。

4 受益債権は、これを行使することができる時から二十年を経過したときは、消滅する。

第四款 受益債権取得請求権
 (受益債権取得請求)

第一百三三 次に掲げる事項に係る信託の変更(第三項において「重要な信託の変更」という。)がされる場合には、これにより損害を受けるおそれのある受益者は、受託者に対し、自己の所有する受益債権を公正な価格で取得することを請求することができる。ただし、第一号又は第二号に掲げる事項に係る信託の変更がされる場合にあっては、これにより損害を受けるおそれのあることを要しない。

一 信託の目的の変更
 二 受益債権の譲渡の制限
 三 受託者の義務の全部又は一部の減免(当該減免について、その範囲及びその意思決定の方法につき信託行為に定めがある場合を除く。)

四 受益債権の内容の変更(当該内容の変更についで、その範囲及びその意思決定の方法につき信託行為に定めがある場合を除く。)

五 信託行為において定めた事項

2 信託の併合又は分割がされる場合には、これらにより損害を受けるおそれのある受益者は、受託者に対し、自己の所有する受益債権を公正な価格で取得することを請求することができる。ただし、前項第一号又は第二号に掲げる事項に係る変更を伴う信託の併合又は分割がされる場合にあっては、これらにより損害を受けるおそれのあることを要しない。

3 前二項の受益者が、重要な信託の変更又は信託の併合若しくは信託の分割(以下この章において「重要な信託の変更等」という。)の意思決定に関与し、その際に当該重要な信託の変更等に賛成する旨の意思を表示したときは、前二項の規定は、当該受益者については、適用しない。

4 受託者は、重要な信託の変更等の意思決定の日から二十日以内に、受益者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 重要な信託の変更等をする旨
 二 重要な信託の変更等がその効力を生ずる日(次条第一項において「効力発生日」という。)

三 重要な信託の変更等の中止に関する条件を定めたときは、その条件
 四 前項の規定による通知は、官報による公告をもって代えることができる。

6 第一項又は第二項の規定による請求(以下この款において「受益債権取得請求」という。)は、第四項の規定による通知又は前項の規定による公告の日から二十日以内に、その受益債権取得請求に係る受益債権の内容を明らかにしてしなければならない。

7 受益債権取得請求をした受益者は、受託者の承諾を得た場合に限り、その受益債権取得請求を撤回することができる。

8 重要な信託の変更等が中止されたときは、受益債権取得請求は、その効力を失う。

(受益債権の価格の決定等)

第一百四 受益債権取得請求があつた場合において、受益債権の価格の決定について、受託者と受益者との間に協議が調つたときは、受託者は、受益債権取得請求の日から六十日を経過する日(その日までに効力発生日が到来していない場合)にあつては、効力発生日)までにその支払をしなければならない。

2 受益債権の価格の決定について、受益債権取得請求の日から三十日以内に協議が調われないとき

は、受託者又は受益者は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 裁判所は、前項の規定により価格の決定をする場合には、同項の申立てをすることができる者の陳述を聴かなければならない。

4 第二項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

5 第二項の規定による価格の決定の裁判に對しては、申立人及び同項の申立てをすることができる者に限り、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

7 前条第七項の規定にかかわらず、第二項に規定する場合において、受益債権取得請求の日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、受益者は、いつでも、受益債権取得請求を撤回することができる。

8 第一項の受託者は、裁判所の決定した価格に對する同項の期間の満了の日後の利息をも支払わなければならない。

9 受託者は、受益債権の価格の決定があるまでは、受益者に対し、当該受託者が公正な価格と認める額を支払うことができる。

10 受益債権取得請求に係る受託者による受益債権の取得は、当該受益債権の価格に相当する金銭の支払の時に、その効力を生ずる。

11 受益証券(第八十五条第一項に規定する受益証券をいう。以下この章において同じ。)が発行されている受益債権について受益債権取得請求があつたときは、当該受益証券と引換えに、その受益債権取得請求に係る受益債権の価格に相当する金銭を支払わなければならない。

12 受益債権取得請求に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のみをもってこれを履行する責任を負う。ただし、信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定において別段の定めがされたときは、その定めるところによる。

13 前条第一項又は第二項の規定により受託者が受益債権を取得したときは、その受益債権は、消滅する。ただし、信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定において別段の定めがされたときは、その定めるところによる。

第三節 二人以上の受益者による意思決定の方法の特例
 第一款 総則

第一百五 受益者が二人以上ある信託における受益者の意思決定(第九十二条各号に掲げる権利

の行使に係るものを除く。)は、すべての受益者の一致によつてこれを決する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 前項ただし書の場合において、信託行為に受益者集会における多数決による旨の定めがあるときは、次款の定めるところによる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

3 第一項ただし書又は前項の規定にかかわらず、第四十二条の規定による責任の免除に係る意思決定の方法についての信託行為の定めは、次款の定めるところによる受益者集会における多数決による旨の定めにより、その効力を有する。

4 第一項ただし書及び前二項の規定は、次に掲げる責任の免除については、適用しない。

一 第四十二条の規定による責任の全部の免除
 二 第四十二条第一号の規定による責任(受託者がその任務を行うにつき悪意又は重大な過失があつた場合に生じたものに限る。)の一部の免除
 三 第四十二条第二号の規定による責任の一部の免除

第二款 受益者集会
 (受益者集会の招集)

第一百六 受益者集会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

2 受益者集会は、受託者(信託監督人が現に存する場合にあつては、受託者又は信託監督人)に対し、受益者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、受益者集会の招集を請求することができる。

(受益者による招集の請求)

第一百七 受益者は、受託者(信託監督人が現に存する場合にあつては、受託者又は信託監督人)に対し、受益者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、受益者集会の招集を請求することができる。

2 次に掲げる場合において、信託財産に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、前項の規定による請求をした受益者は、受益者集会を招集することができる。

一 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 二 前項の規定による請求があつた日から八週間以内の日を受益者集会の日とする受益者集会の招集の通知が発せられない場合

（受益者集会の招集の決定）

第百八条 受益者集会を招集する者（以下この款において「招集者」という。）は、受益者集会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 受益者集会の日時及び場所
- 二 受益者集会の目的である事項があるときは、当該事項
- 三 受益者集会に出席しない受益者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下この款において同じ。）によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

（受益者集会の招集の通知）

第百九条 受益者集会を招集するには、招集者は、受益者集会の日の二週間前までに、知れている受益者及び受託者（信託監督人が現に存する場合にあつては、知れている受益者、受託者及び信託監督人）に対し、書面をもつてその通知を発しなければならない。

2 招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、同項の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前二項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

4 無記名式の受益証券が発行されている場合において、受益者集会を招集するには、招集者は、受益者集会の日の三週間前までに、受益者集会を招集する旨及び前条各号に掲げる事項を官報により公告しなければならない。

（受益者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）

第百十条 招集者は、前条第一項の通知に際しては、法務省令で定めるところにより、知れている受益者に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この条において「受益者集会参考書類」という。）及び受益者が議決権を行使するための書面（以下この款において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

2 招集者は、前条第二項の承諾をした受益者に対し同項の電磁的方法による通知を発するとき

は、前項の規定による受益者集会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、受益者の請求があつたときは、これらの書類を当該受益者に交付しなければならない。

3 招集者は、前条第四項の規定による公告をした場合において、受益者集会の日の一週間前までに無記名受益権（無記名式の受益証券が発行されている受益権をいう。第八章において同じ。）の受益者の請求があつたときは、直ちに、受益者集会参考書類及び議決権行使書面を当該受益者に交付しなければならない。

4 招集者は、前項の規定による受益者集会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、受益者の承諾を得て、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該招集者は、同項の規定によるこれらの書類の交付をしたものとみなす。

第百十一条 招集者は、第百八条第三号に掲げる事項を定めた場合には、第百九条第二項の承諾をした受益者に対する電磁的方法による通知に際して、法務省令で定めるところにより、受益者に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

2 招集者は、第百八条第三号に掲げる事項を定めた場合において、第百九条第二項の承諾をしていない受益者から受益者集会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があつたときは、法務省令で定めるところにより、直ちに、当該受益者に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

（受益者の議決権）

第百十二条 受益者は、受益者集会において、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものに依りて、議決権を有する。

- 一 各受益権の内容が均等である場合 受益権の個数
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 受益者集会の招集の決定の時ににおける受益権の価格

2 前項の規定にかかわらず、受益権が当該受益権に係る信託の信託財産に属するときは、受託者は、当該受益権については、議決権を有しない。

（受益者集会の決議）

第百十三条 受益者集会の決議は、議決権を行使することができ、受益者の議決権の過半数を有する受益者が出席し、出席した当該受益者の議決権の過半数をもつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に係る受益者集会の決議は、当該受益者集会において議決権を行使することができる受益者の議決権の過半数を有する受益者が出席し、出席した当該受益者の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

- 一 第四十二条の規定による責任の免除（第百五十五条第四号各号に掲げるものを除く。）
- 二 第百三十六条第一項第一号に規定する合意
- 三 第百四十三条第一項第一号に規定する合意
- 四 第百四十九条第一項若しくは第二項第一号に規定する合意又は同条第三項に規定する意思表示

五 第百五十一条第一項又は第二項第一号に規定する合意

六 第百五十五条第一項又は第二項第一号に規定する合意

七 第百五十九条第一項又は第二項第一号に規定する合意

八 第百六十四条第一項に規定する合意

3 前二項の規定にかかわらず、第百三条第一項第二号から第四号までに掲げる事項（同号に掲げる事項にあつては、受益者間の権衡に変更を及ぼすものを除く。）に係る重要な信託の変更等に係る受益者集会の決議は、当該受益者集会において議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

4 前三項の規定にかかわらず、第百三条第一項第一号又は第四号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあつては、受益者間の権衡に変更を及ぼすものに限り。）に係る重要な信託の変更等に係る受益者集会の決議は、総受益者の半数以上であつて、総受益者の議決権の四分の三以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

5 受益者集会は、第百八条第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。

（議決権の代理行使）

第百十四条 受益者は、代理人によつてその議決権を行使することができる。この場合において

は、当該受益者又は代理人は、代理権を証明する書面を招集者に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、受益者集会ごとに行ななければならない。

3 第一項の受益者又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、招集者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受益者又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

4 受益者が第百九条第二項の承諾をした者である場合には、招集者は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

（書面による議決権の行使）

第百十五条 受益者集会に出席しない受益者は、書面によつて議決権を行使することができる。

2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を招集者に提出して行う。

3 前項の規定により書面によつて行使した議決権は、出席した議決権者の行使した議決権とみなす。

（電磁的方法による議決権の行使）

第百十六条 電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、招集者の承諾を得て、法務省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該招集者に提供して行う。

2 受益者が第百九条第二項の承諾をした者である場合には、招集者は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

3 第一項の規定により電磁的方法によつて行使した議決権は、出席した議決権者の行使した議決権とみなす。

（議決権の不統一行使）

第百十七条 受益者は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。この場合においては、受益者集会の日の三日前までに、招集者に対しその旨及びその理由を通知しなければならない。

2 招集者は、前項の受益者が他人のために受益権を有する者でないときは、当該受益者が同項の規定によりその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことができる。

4 受益者が受託者の監督を適切に行うことができない特別の事情がある場合において、信託行為に信託監督人に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより信託監督人となるべき者として指定された者が就任の承諾をせず、若しくはこれを行うことができないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託監督人を選任することができる。

5 前項の規定による信託監督人の選任の裁判があったときは、当該信託監督人について信託行為に第一項の定めが設けられたものとみなす。

6 第四項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

7 第四項の規定による信託監督人の選任の裁判に対しては、委託者、受託者若しくは受益者又は既に存する信託監督人に限り、即時抗告をすることができ、

8 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(信託監督人の権限)

第三百三十二条 信託監督人は、受益者のために自己の名をもって第九十二条各号（第十七号、第十八号、第二十一号及び第二十三号を除く。）に掲げる権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 二人以上の信託監督人があるときは、これらの者が共同してその権限に属する行為をしなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(信託監督人の義務)

第三百三十三条 信託監督人は、善良な管理者の注意をもって、前条第一項の権限を行使しなければならない。

2 信託監督人は、受益者のために、誠実かつ公平に前条第一項の権限を行使しなければならない。

(信託監督人の任務の終了)

第三百三十四条 第五十六条の規定は、信託監督人の任務の終了について準用する。この場合において、同条第一項第五号中「次条」とあるのは「第三百三十四条第二項において準用する次条」と、同項第六号中「第五十八条」とあるのは「第三百三十四条第二項において準用する第五十八条」と読み替えるものとする。

2 第五十七条の規定は信託監督人の辞任について、第五十八条の規定は信託監督人の解任について、それぞれ準用する。

(新信託監督人の選任等)

第三百三十五条 第六十二条の規定は、前条第一項において準用する第五十六条第一項各号の規定により信託監督人の任務が終了した場合における新たな信託監督人（次項において「新信託監督人」という。）の選任について準用する。

2 新信託監督人が就任した場合には、信託監督人であつた者は、遅滞なく、受益者に対しその事務の経過及び結果を報告し、新信託監督人がその事務の処理を行うのに必要な事務の引継ぎをしなければならない。

(信託監督人による事務の処理の終了等)

第三百三十六条 信託監督人による事務の処理は、信託の清算の終了のほか、次に掲げる事由により終了する。ただし、第一号に掲げる事由による場合にあつては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 委託者及び受益者が信託監督人による事務の処理を終了する旨の合意をしたこと。

2 前項の規定により信託監督人による事務の処理が終了した場合には、信託監督人であつた者は、遅滞なく、受益者に対しその事務の経過及び結果を報告しなければならない。

3 委託者が現に存しない場合には、第一項第一号の規定は、適用しない。

(信託管理人に関する規定の準用)

第三百三十七条 第二百二十四条及び第二百二十七条の規定は、信託監督人について準用する。この場合において、同条第六項中「第二百三十三条第四項」とあるのは、「第三百三十一条第四項」と読み替えるものとする。

第三款 受益者代理人

(受益者代理人の選任)

第三百三十八条 信託行為においては、その代理する受益者を定めて、受益者代理人となるべき者を指定する定めを設けることができる。

2 信託行為に受益者代理人となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、受益者代理人となるべき者として指定された者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に就任の承諾をどうかを確答すべき旨を催告することができる。ただし、当該定めに停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に限る。

3 前項の規定による催告があつた場合において、受益者代理人となるべき者として指定され

た者は、同項の期間内に委託者（委託者が現に存しない場合にあつては、受託者）に対し確答をしないときは、就任の承諾をしなかったものとみなす。

(受益者代理人の権限等)

第三百三十九条 受益者代理人は、その代理する受益者のために当該受益者の権利（第四十二条の規定による責任の免除に係るものを除く。）に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 受益者代理人がその代理する受益者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、その代理する受益者の範囲を示せば足りる。

3 一人の受益者に付き二人以上の受益者代理人があるときは、これらの者が共同してその権限に属する行為をしなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 受益者代理人があるときは、当該受益者代理人に代理される受益者は、第九十二条各号に掲げる権利及び信託行為において定めた権利を除き、その権利を行使することができる。

(受益者代理人の義務)

第四百条 受益者代理人は、善良な管理者の注意をもって、前条第一項の権限を行使しなければならない。

2 受益者代理人は、その代理する受益者のために、誠実かつ公平に前条第一項の権限を行使しなければならない。

(受益者代理人の任務の終了)

第四百一条 第五十六条の規定は、受益者代理人の任務の終了について準用する。この場合において、同条第一項第五号中「次条」とあるのは「第四百一条第二項において準用する次条」と、同項第六号中「第五十八条」とあるのは「第四百一条第二項において準用する第五十八条」と読み替えるものとする。

2 第五十七条の規定は受益者代理人の辞任について、第五十八条の規定は受益者代理人の解任について、それぞれ準用する。

(新受益者代理人の選任等)

第四百二条 第六十二条の規定は、前条第一項において準用する第五十六条第一項各号の規定により受益者代理人の任務が終了した場合における新たな受益者代理人（次項において「新受益者代理人」という。）の選任について準用する。

る。この場合において、第六十二条第二項及び第四項中「利害関係人」とあるのは、「委託者又は受益者代理人に代理される受益者」と読み替えるものとする。

2 新受益者代理人が就任した場合には、受益者代理人であつた者は、遅滞なく、その代理する受益者に対しその事務の経過及び結果を報告し、新受益者代理人がその事務の処理を行うのに必要な事務の引継ぎをしなければならない。

(受益者代理人による事務の処理の終了等)

第四百三条 受益者代理人による事務の処理は、信託の清算の終了のほか、次に掲げる事由により終了する。ただし、第一号に掲げる事由による場合にあつては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 委託者及び受益者代理人に代理される受益者が受益者代理人による事務の処理を終了する旨の合意をしたこと。

2 前項の規定により受益者代理人による事務の処理が終了した場合には、受益者代理人であつた者は、遅滞なく、その代理した受益者に対しその事務の経過及び結果を報告しなければならない。

3 委託者が現に存しない場合には、第一項第一号の規定は、適用しない。

(信託管理人に関する規定の準用)

第四百四条 第二百二十四条及び第二百二十七条第一項から第五項までの規定は、受益者代理人について準用する。

第五章 委託者

(委託者の権利等)

第四百五条 信託行為においては、委託者がこの法律の規定によるその権利の全部又は一部を有しない旨を定めることができる。

2 信託行為においては、委託者も次に掲げる権利の全部又は一部を有する旨を定めることができる。

一 第二十三条第五項又は第六項の規定による異議を主張する権利
二 第二十七条第一項又は第二項（これらの規定を第七十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による取消権
三 第三十一条第六項又は第七項の規定による取消権
四 第三十二条第四項の規定による権利

- 五 第三十八條第一項の規定による閲覧又は謄写の請求権
- 六 第三十九條第一項の規定による開示の請求権
- 七 第四十條の規定による損失のてん補又は原状の回復の請求権
- 八 第四十一條の規定による損失のてん補又は原状の回復の請求権
- 九 第四十四條の規定による差止めの請求権
- 十 第四十六條第一項の規定による検査役の選任の申立権
- 十一 第五十九條第五項の規定による差止めの請求権
- 十二 第六十條第三項又は第五項の規定による差止めの請求権
- 十三 第二百二十六條第一項の規定による金銭のてん補又は支払の請求権
- 十四 第二百二十八條第一項の規定による金銭のてん補又は支払の請求権
- 十五 第二百五十四條第一項の規定による損失のてん補の請求権
- 3 前項第一号、第七号から第九号まで又は第十一号から第十五号までに掲げる権利について同項の信託行為の定めがされた場合における第二十四條、第四十五條（第二百二十六條第六項、第二百二十八條第六項及び第二百五十四條第三項において準用する場合を含む。）又は第六十一條の規定の適用については、これらの規定中「受益者」とあるのは、「委託者又は受益者」とする。
- 4 信託行為においては、受託者が次に掲げる義務を負う旨を定めることができる。
- 一 この法律の規定により受託者が受益者（信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人。次号において同じ。）に対し通知すべき事項を委託者に対して通知する義務
- 二 この法律の規定により受託者が受益者に対し報告すべき事項を委託者に対しても報告する義務
- 三 第七十七條第一項又は第八十四條第一項の規定により受託者がする計算の承認を委託者に対しても求める義務
- 5 委託者が二人以上ある信託における第一項、第二項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「委託者」とあるのは、「委託者の全部又は一部」とする。
- （委託者の地位の移転）
- 第四百六條** 委託者の地位は、受託者及び受益者の同意を得て、又は信託行為において定めた方法に従い、第三者に移転することができる。

- 2 委託者が二人以上ある信託における前項の規定の適用については、同項中「受託者及び受益者」とあるのは、「他の委託者、受託者及び受益者」とする。
- （遺言信託における委託者の相続人）
- 第四百七條** 第三條第二号に掲げる方法によつて信託がされた場合には、委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
- （委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例）
- 第四百八條** 第九十條第一項各号に掲げる信託において、その信託の受益者が現に存せず、又は同条第二項の規定により受益者としての権利を有しないときは、委託者が第四百四十五條第二項各号に掲げる権利を有し、受託者が同条第四項各号に掲げる義務を負う。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
- 第六章 信託の変更、併合及び分割**
- 第一節 信託の変更**
- （関係当事者の合意等）
- 第四百九條** 信託の変更は、委託者、受託者及び受益者の合意によつてすることができる。この場合においては、変更後の信託行為の内容を明らかにしてしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、信託の変更は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものによりすることができる。この場合において、受託者は、第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならない。
- 一 信託の目的に反しないことが明らかであるとき
- 二 委託者及び受益者の合意
- 二 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるとき 受託者の書面又は電磁的記録によつてする意思表示
- 3 前二項の規定にかかわらず、信託の変更は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者による受託者に対する意思表示によつてすることができる。この場合において、第二号に掲げるときは、受託者は、委託者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならない。

- 一 受託者の利益を害しないことが明らかであるとき 委託者及び受益者
- 二 信託の目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らかであるとき 受益者
- 4 前三項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
- 5 委託者が現に存しない場合においては、第一項及び第三項第一号の規定は適用せず、第二項中「第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し」とあるのは、「第二号に掲げるときは、受益者に対し」とする。
- （特別の事情による信託の変更を命ずる裁判）
- 第五百十條** 信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合しなくなるに至つたときは、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の変更を命ずることができる。
- 2 前項の申立ては、当該申立てに係る変更後の信託行為の定めを明らかにしてしなければならない。
- 3 裁判所は、第一項の申立てについての裁判をする場合には、受託者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。
- 4 第一項の申立てについての裁判には、理由の要旨を付さなければならない。
- 5 第一項の申立てについての裁判に対しては、委託者、受託者又は受益者に限り、即時抗告をすることができる。
- 6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。
- 第二節 信託の併合**
- （関係当事者の合意等）
- 第五百十一條** 信託の併合は、従前の各信託の委託者、受託者及び受益者の合意によつてすることができる。この場合においては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
- 一 信託の併合後の信託行為の内容
- 二 信託行為において定める受益権の内容に変更改があるときは、その内容及び変更の理由
- 三 信託の併合に際して受益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、当該財産の内容及びその価額

- 四 信託の併合がその効力を生ずる日
- 五 その他法務省令で定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、信託の併合は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものによつてすることができる。この場合において、受託者は、第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 一 信託の目的に反しないことが明らかであるとき
- 二 委託者及び受益者の合意
- 二 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるとき 受託者の書面又は電磁的記録によつてする意思表示
- 3 前二項の規定にかかわらず、各信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
- 4 委託者が現に存しない場合においては、第一項の規定は適用せず、第二項中「第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し」とあるのは、「第二号に掲げるときは、受益者に対し」とする。
- （債権者の異議）
- 第五百十二條** 信託の併合をする場合には、従前の信託の信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者は、受託者に対し、信託の併合について異議を述べることができる。ただし、信託の併合をしても当該債権者を害するおそれのないことが明らかであるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定により同項の債権者の全部又は一部が異議を述べることができる場合には、受託者は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、同項の債権者で知れているものには、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一箇月を下ることができない。
- 一 信託の併合をする旨
- 二 前項の債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- 三 その他法務省令で定める事項
- 3 前項の規定にかかわらず、法人である受託者は、公告（次に掲げる方法によるものに限る。）をもつて同項の規定による各別の催告に代えることができる。
- 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二十条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法）をいう。次節において同じ。）

4 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該信託の併合について承認をしたものとみなす。

5 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。次節において同じ。）に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、当該信託の併合をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（信託の併合後の信託財産責任負担債務の範囲等）

第一百五十三条 信託の併合がされた場合において、従前の信託の信託財産責任負担債務であつた債務は、信託の併合後の信託財産責任負担債務となる。

第一百五十四条 信託の併合がされた場合において、前条に規定する従前の信託の信託財産責任負担債務のうち信託財産限定責任負担債務（受託者が信託財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う信託財産責任負担債務をいう。以下この章において同じ。）であるものは、信託の併合後の信託財産限定責任負担債務となる。

第三節 信託の分割

第一款 吸収信託分割

（関係当事者の合意等）

第一百五十五条 吸収信託分割は、委託者、受託者及び受益者の合意によつてすることができる。この場合においては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 吸収信託分割後の信託行為の内容
- 二 信託行為において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由
- 三 吸収信託分割に際して受益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、当該財産の内容及びその価額

四 吸収信託分割がその効力を生ずる日

五 移転する財産の内容

六 吸収信託分割によりその信託財産の一部を他の信託に移転する信託（以下この款において「分割信託」という。）の信託財産責任負担債務でなくなり、分割信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託（以下「承継信託」という。）の信託財産責任負担債務となる債務があるときは、当該債務に係る事項

七 その他法務省令で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、吸収信託分割は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものによつてすることができる。この場合において、受託者は、第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

一 信託の目的に反しないことが明らかであるとき

二 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるとき

3 前二項の規定にかかわらず、各信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 委託者が現に存しない場合においては、第一項の規定は適用せず、第二項中「第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し」とあるのは、「第二号に掲げるときは、受益者に対し」とする。

（債権者の異議）

第一百五十六条 吸収信託分割をする場合には、分割信託又は承継信託の信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者は、受託者に対し、吸収信託分割について異議を述べることができる。ただし、吸収信託分割をしても当該債権者を害するおそれのないことが明らかであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により同項の債権者の全部又は一部が異議を述べることができた場合には、受託者は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、同項の債権者で知れているものには、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 吸収信託分割をする旨

三 その他法務省令で定める事項

3 前項の規定にかかわらず、法人である受託者は、公告（次に掲げる方法によるものに限る。）をもつて同項の規定による各別の催告に代えることができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告

4 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収信託分割について承認をしたものとみなす。

5 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収信託分割をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（吸収信託分割後の分割信託及び承継信託の信託財産責任負担債務の範囲等）

第一百五十七条 吸収信託分割がされた場合において、第一百五十五条第一項第六号の債務は、吸収信託分割後の分割信託の信託財産責任負担債務でなくなり、吸収信託分割後の承継信託の信託財産責任負担債務となる。この場合において、分割信託の信託財産限定責任負担債務であつた債務は、承継信託の信託財産限定責任負担債務となる。

第一百五十八条 第一百五十六条第一項の規定により異議を述べることができた債権者（同条第二項の規定により各別の催告をしなければならないものに限る。）は、同条第二項の催告を受けなかった場合には、吸収信託分割前から有する次の各号に掲げる債権に基づき、受託者に対し、当該各号に定める財産をもつて当該債権に係る債務を履行することを請求することもできる。

ただし、第一号に定める財産に対しては吸収信託分割がその効力を生ずる日における承継信託の移転を受ける財産の価額を、第二号に定める財産に対しては当該日における分割信託の信託財産の価額を限度とする。

一 分割信託の信託財産責任負担債務に係る債権（第一百五十五条第一項第六号の債務に係る債権を除く。）

二 承継信託の信託財産責任負担債務に係る債権（第一百五十五条第一項第六号の債務に係る債権に限る。）

吸収信託分割後の分割信託の信託財産に属する財産

第二款 新規信託分割

（関係当事者の合意等）

第一百五十九条 新規信託分割は、委託者、受託者及び受益者の合意によつてすることができる。この場合においては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 新規信託分割後の信託行為の内容

二 信託行為において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由

三 新規信託分割に際して受益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、当該財産の内容及びその価額

四 新規信託分割がその効力を生ずる日

五 移転する財産の内容

六 新規信託分割により従前の信託の信託財産責任負担債務でなくなり、新たな信託の信託財産責任負担債務となる債務があるときは、当該債務に係る事項

七 その他法務省令で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、新規信託分割は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものによつてすることができる。この場合において、受託者は、第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

一 信託の目的に反しないことが明らかであるとき

二 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるとき

3 前二項の規定にかかわらず、各信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（債権者の異議）

160条 新規信託分割をする場合には、従前の信託の信託財産責任負担債務に係る債権を有

する債権者は、受託者に対し、新規信託分割について異議を述べることができる。ただし、新規信託分割をしても当該債権者を害するおそれのないことが明らかであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により同項の債権者の全部又は一部が異議を述べる場合においては、受託者は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、同項の債権者で知れているものには、各別に催告しなければならぬ。ただし、第二号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 新規信託分割をする旨
二 前項の債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

三 その他法務省令で定める事項
3 前項の規定にかかわらず、法人である受託者は、公告（次に掲げる方法によるものに限る。）をもって同項の規定による各別の催告に代えることができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
二 電子公告

4 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該新規信託分割について承認をしたものとみなす。

5 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新規信託分割をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（新規信託分割後の従前の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の範囲等）

第百六十一条 新規信託分割がされた場合において、第百五十九条第一項第六号の債務は、新規信託分割後の従前の信託の信託財産責任負担債務でなくなり、新規信託分割後の新たな信託の信託財産責任負担債務となる。この場合において、従前の信託の信託財産限定責任負担債務であつた債務は、新たな信託の信託財産限定責任負担債務となる。

第百六十二条 第百六十条第一項の規定により異議を述べることができる債権者（同条第二項の規定により各別の催告をしなければならないも

のに限る。）は、同条第二項の催告を受けなかった場合には、新規信託分割前から有する次の各号に掲げる債権に基づき、受託者に対し、当該各号に定める財産をもつて当該債権に係る債務を履行することを請求することもできる。ただし、第一号に定める財産に対しては新規信託分割がその効力を生ずる日における新たな信託の信託財産の価額を、第二号に定める財産に対しては当該日における従前の信託の信託財産の価額を限度とする。

一 従前の信託の信託財産責任負担債務に係る債権（第百五十九条第一項第六号の債務に係る債権を除く。） 新規信託分割後の新たな信託の信託財産に属する財産
二 新たな信託の信託財産責任負担債務に係る債権となつた債権（第百五十九条第一項第六号の債務に係る債権に限る。） 新規信託分割後の従前の信託の信託財産に属する財産

第七章 信託の終了及び清算

第一節 信託の終了

第百六十三条 信託は、次条の規定によるほか、次に掲げる場合に終了する。

一 信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき。

二 受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が一年間継続したとき。

三 受託者が欠けた場合であつて、新受託者が就任しない状態が一年間継続したとき。

四 受託者が第五十二条（第五十三条第二項及び第五十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定により信託を終了させたとき。

五 信託の併合がされたとき。

六 第百六十五条又は第百六十六条の規定により信託の終了を命ずる裁判があつたとき。

七 信託財産についての破産手続開始の決定があつたとき。

八 委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産法第五十三条第一項、民事再生法第四十九条第一項又は会社更生法第六十一条第一項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十一条第一項及び第二百六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による信託契約の解除がされたとき。

九 信託行為において定めた事由が生じたとき。

（委託者及び受益者の合意等による信託の終了）
第百六十四条 委託者及び受益者は、いつでもその合意により、信託を終了することができる。

2 委託者及び受益者が受託者に不利な時期に信託を終了したときは、委託者及び受益者は、受託者の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があつたときは、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 委託者が現に存しない場合には、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

（特別の事情による信託の終了を命ずる裁判）
第百六十五条 信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合するに至つたことが明らかであるときは、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の終了を命ずることができる。

2 裁判所は、前項の申立てについての裁判をする場合には、受託者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

3 第一項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

4 第一項の申立てについての裁判に対しては、委託者、受託者又は受益者に限り、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

（公益の確保のための信託の終了を命ずる裁判）
第百六十六条 裁判所は、次に掲げる場合において、公益を確保するため信託の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより、信託の終了を命ずることができる。

一 不法な目的に基づいて信託がされたとき。
二 受託者が、法令若しくは信託行為で定めるその権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。

2 裁判所は、前項の申立てについての裁判をする場合には、受託者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

3 第一項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

4 第一項の申立てについての裁判に対しては、同項の申立てをした者又は委託者、受託者若しくは受益者に限り、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

6 委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人が第一項の申立てをしたときは、裁判所は、受託者の申立てにより、同項の申立てをした者に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。

7 受託者は、前項の規定による申立てをするには、第一項の申立てが悪意によるものであることを疎明しなければならない。

8 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第七十五条第五項及び第七項並びに第七十六条から第八十条までの規定は、第六項の規定により第一項の申立てについて立てるべき担保について準用する。

（官庁等の法務大臣に対する通知義務）
第百六十七条 裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上前条第一項の申立て又は同項第二号の警告をすべき事由があることを知つたときは、法務大臣にその旨を通知しなければならない。

（法務大臣の関与）

第百六十八条 裁判所は、第百六十六条第一項の申立てについての裁判をする場合には、法務大臣に対し、意見を求めなければならない。

2 法務大臣は、裁判所が前項の申立てに係る事件について審問をするときは、当該審問に立ち会ふことができる。

3 裁判所は、法務大臣に対し、第一項の申立てに係る事件が係属したこと及び前項の審問の期日を通知しなければならない。

4 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、第百六十六条第四項に規定する者のほか、法務大臣も、即時抗告をすることができる。（信託財産に関する保全処分）

第百六十九条 裁判所は、第百六十六条第一項の申立てがあつた場合には、法務大臣若しくは委

託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、同項の申立てにつき決定があるまでの間、信託財産に關し、管理人による管理を命ずる処分（次条において「管理命令」という。）その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2 裁判所は、前項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

3 第一項の規定による保全処分及び前項の規定による決定に対しては、利害関係人に限り、即時抗告をすることができる。

第七十條 裁判所は、管理命令をする場合には、当該管理命令において、管理人を選任しなければならぬ。

2 前項の管理人は、裁判所が監督する。

3 裁判所は、第一項の管理人に対し、信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況の報告をし、かつ、その管理の計算をすることを命ずることができる。

4 第六十四条から第七十二条までの規定は、第一項の管理人について準用する。この場合において、第六十五条中「前受託者」とあるのは、「受託者」と読み替えるものとする。

5 信託財産に属する権利で登記又は登録がされたものに關し前条第一項の規定による保全処分（管理命令を除く。）があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該保全処分の登記又は登録を嘱託しなければならない。

6 前項の規定は、同項に規定する保全処分の変更若しくは取消しがあつた場合又は当該保全処分が効力を失つた場合について準用する。

（保全処分に関する費用の負担）

第七十一條 裁判所が第六十九條第一項の規定による保全処分をした場合には、非訟事件の手續の費用は、受託者の負担とする。当該保全処分について必要な費用も、同様とする。

2 前項の保全処分又は第六十九條第一項の申立てを却下する裁判に対して即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消したときは、その抗告審における手續に要する裁判費用及び抗告人が負担した前審における手續に要する裁判費用は、受託者の負担とする。

（保全処分に関する資料の閲覧等）

第七十二條 利害関係人は、裁判所書記官に対し、第七十條第三項の報告又は計算に関する資料の閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、前項の資料の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

3 前項の規定は、第一項の資料のうち録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に關しは、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならぬ。

4 法務大臣は、裁判所書記官に対し、第一項の資料の閲覧を請求することができる。

5 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項の資料について準用する。

（新受託者の選任）

第七十三條 裁判所は、第六十六条第一項の規定により信託の終了を命じた場合には、法務大臣若しくは委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、当該信託の清算のために新受託者を選任しなければならない。

2 前項の規定による新受託者の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 第一項の規定により新受託者が選任されたときは、前受託者の任務は、終了する。

4 第一項の新受託者は、信託財産から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。

5 前項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判をする場合には、第一項の新受託者の陳述を聴かなければならない。

6 第四項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判に対しては、第一項の新受託者に限り、即時抗告をすることができる。

（終了した信託に係る吸収信託分割の制限）

第七十四條 信託が終了した場合には、当該信託を承継信託とする吸収信託分割は、することができない。

第二節 信託の清算

（清算の開始原因）

第七十五條 信託は、当該信託が終了した場合（第六十三條第五号に掲げる事由によつて終了した場合及び信託財産についての破産手續開始の決定により終了した場合であつて当該破産手續が終了していない場合を除く。）には、この節の定めるところにより、清算をしなければならない。

（信託の存続の擬制）

第七十六條 信託は、当該信託が終了した場合においても、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。

（清算受託者の職務）

第七十七條 信託が終了した時以後の受託者（以下「清算受託者」という。）は、次に掲げる職務を行う。

一 現務の結了

二 信託財産に属する債権の取立て及び信託債権に係る債務の弁済

三 受益債権（残余財産の給付を内容とするものを除く。）に係る債務の弁済

四 残余財産の給付

（清算受託者の権限等）

第七十八條 清算受託者は、信託の清算のために必要な一切の行為をする権限を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 清算受託者は、次に掲げる場合には、信託財産に属する財産を競売に付することができる。

一 受益者又は第六十二条第一項第二号に規定する帰属権利者（以下この条において「受益者等」と総称する。）が信託財産に属する財産を受領することを拒み、又はこれを受領することができない場合において、相当の期間を定めてその受領の催告をしたとき。

二 受益者等の所在が不明である場合

3 前項第一号の規定により信託財産に属する財産を競売に付したときは、遅滞なく、受益者等に對しその旨の通知を發ししなければならない。

4 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある物は、第二項第一号の催告をしないで競売に付することができる。

（清算中の信託財産についての破産手續の開始）

第七十九條 清算中の信託において、信託財産に属する財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算受託者は、直ちに信託財産についての破産手續開始の申立てをしなければならない。

2 信託財産についての破産手續開始の決定がされた場合において、清算受託者が既に信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者に支払つたものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

（条件付債権等に係る債務の弁済）

第八十條 清算受託者は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権

に係る債務を弁済することができる。この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の場合には、清算受託者は、同項の鑑定人の評価に従い同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。

3 第一項の鑑定人の選任の手續に関する費用は、清算受託者の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

4 第一項の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。

5 第一項の規定による鑑定人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 前各項の規定は、清算受託者、受益者、信託債権者及び第六十二条第一項第二号に規定する帰属権利者の間に別段の合意がある場合には、適用しない。

（債務の弁済前における残余財産の給付の制限）

第八十一條 清算受託者は、第七十七条第二号及び第三号の債務を弁済した後でなければ、信託財産に属する財産を次条第二項に規定する残余財産受益者等に給付することができない。ただし、当該債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

（残余財産の帰属）

第八十二條 残余財産は、次に掲げる者に帰属する。

一 信託行為において残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者（次項において「残余財産受益者」という。）となるべき者として指定された者

二 信託行為において残余財産の帰属すべき者（以下この節において「帰属権利者」という。）となるべき者として指定された者

3 信託行為に残余財産受益者若しくは帰属権利者（以下この項において「残余財産受益者等」と総称する。）の指定に関する定めがない場合又は信託行為の定めにより残余財産受益者等として指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合には、信託行為に委託者又はその相続人その他の一般承継人を帰属権利者として指定する旨の定めがあつたものとみなす。

3 前二項の規定により残余財産の帰属が定まらないときは、残余財産は、清算受託者に帰属する。

（帰属権利者）

第八十三条 信託行為の定めにより帰属権利者となるべき者として指定された者は、当然に残余財産の給付をすべき債務に係る債権を取得する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 第八十八条第二項の規定は、前項に規定する帰属権利者となるべき者として指定された者について準用する。

3 信託行為の定めにより帰属権利者となった者は、受託者に対し、その権利を放棄する旨の意思表示をすることができる。ただし、信託行為の定めにより帰属権利者となった者が信託行為の当事者である場合は、この限りでない。

4 前項本文に規定する帰属権利者となった者は、同項の規定による意思表示をしたときは、当初から帰属権利者としての権利を取得していなかったものとみなす。ただし、第三者の権利を害することはできない。

5 第百条及び第百二条の規定は、帰属権利者が有する債権で残余財産の給付をすべき債務に係るものについて準用する。

（清算受託者の職務の終了等）

第百八十四条 清算受託者は、その職務を終了したときは、遅滞なく、信託事務に関する最終の計算を行い、信託が終了した時における受益者（信託管理人）及び帰属権利者（以下この条において「受益者等」と総称する。）のすべてに対し、その承認を求めなければならない。

2 受益者等が前項の計算を承認した場合には、当該受益者等に対する清算受託者の責任は、免除されたものとみなす。ただし、清算受託者の職務の執行に不正の行為があったときは、この限りでない。

3 受益者等が清算受託者から第一項の計算の承認を求められた時から一箇月以内に異議を述べなかった場合には、当該受益者等は、同項の計算を承認したものとみなす。

第八章 受益証券発行信託の特例

第一節 総則

（受益証券の発行に関する信託行為の定め）
第百八十五条 信託行為においては、この章の定めるところにより、一又は二以上の受益権を表

示する証券（以下「受益証券」という。）を発行する旨を定めることができる。

2 前項の規定は、当該信託行為において特定の内容の受益権については受益証券を発行しない旨を定めることを妨げない。

3 第一項の定めのある信託（以下「受益証券発行信託」という。）においては、信託の変更によつて前二項の定めを変更することはできない。

4 第一項の定めのない信託においては、信託の変更によつて同項又は第二項の定めを設けることはできない。

（受益権原簿）

第百八十六条 受益証券発行信託の受託者は、遅滞なく、受益権原簿を作成し、これに次に掲げる事項（以下この章において「受益権原簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。

一 各受益権に係る受益債権の内容その他の受益権の内容を特定するものとして法務省令で定める事項

二 各受益権に係る受益証券の番号、発行の日、受益証券が記名式か又は無記名式かの別及び無記名式の受益証券の数

三 各受益権に係る受益者（無記名受益権の受益者を除く。）の氏名又は名称及び住所

四 前号の受益者が各受益権を取得した日

五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

（受益権原簿記載事項を記載した書面の交付等）
第百八十七条 第百八十五条第二項の定めのある受益権の受益者は、受益証券発行信託の受託者に対し、当該受益者についての受益権原簿に記載され、若しくは記録された受益権原簿記載事項を記載した書面の交付又は当該受益権原簿記載事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。

2 前項の書面には、受益証券発行信託の受託者（法人である受託者にあつては、その代表者。次項において同じ。）が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第一項の電磁的記録には、受益証券発行信託の受託者が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

4 受益証券発行信託の受託者が二人以上ある場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「受益証券発行信託の受託者」と

あるのは、「受益証券発行信託のすべての受託者」とする。

（受益権原簿管理人）

第百八十八条 受益証券発行信託の受託者は、受益権原簿管理人（受益証券発行信託の受託者に代わつて受益権原簿の作成及び備置きその他の受益権原簿に関する事務を行う者をいう。以下同じ。）を定め、当該事務を行うことを委託することができる。

（基準日）

第百八十九条 受益証券発行信託の受託者は、一定の日（以下この条において「基準日」という。）を定めて、基準日において受益権原簿に記載され、又は記録されている受益者（以下この条において「基準日受益者」という。）をその権利を行使することができる者と定めることができる。

2 前項の規定は、無記名受益権の受益者については、適用しない。

3 基準日を定める場合には、受益証券発行信託の受託者は、基準日受益者が行使することができる権利（基準日から三箇月以内に行使するものに限り。）の内容を定めなければならない。

4 受益証券発行信託の受託者は、基準日を定めるときは、当該基準日の二週間前までに、当該基準日及び前項の規定により定めた事項を官報に公告しなければならない。ただし、信託行為に当該基準日及び基準日受益者が行使することができる権利の内容について定めがあるときは、この限りでない。

5 第一項、第三項及び前項本文の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（受益権原簿の備置き及び閲覧等）
第百九十条 受益証券発行信託の受託者は、受益権原簿をその住所（当該受託者が法人である場合（受益権原簿管理人が現に存する場合を除く。）にあつてはその主たる事務所、受益権原簿管理人が現に存する場合にあつてはその営業所）に備え置かなければならない。

2 委託者、受益者その他の利害関係人は、受益証券発行信託の受託者に対し、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない。

一 受益権原簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 受益権原簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 前項の請求があつたときは、受益証券発行信託の受託者は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができる。

一 当該請求を行う者（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が不適当な時に請求を行ったとき。

三 請求者が信託事務の処理を妨げ、又は受益者の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

四 請求者が前項の規定による閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

五 請求者が、過去二年以内において、前項の規定による閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第百八十六条第三号又は第四号に掲げる事項（第百八十五条第二項の定めのない受益権に係るものに限り。）について第二項の請求があつた場合において、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（受益者に対する通知等）

第百九十一条 受益証券発行信託の受託者が受益者に対してする通知又は催告は、受益権原簿に記載し、又は記録した当該受益者の住所（当該受益者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該受託者に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

3 受益証券発行信託の受益権が二人以上の者の共有に属するときは、共有者は、受益証券発行信託の受託者が受益者に対してする通知又は催告を受領する者一人を定め、当該受託者に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければならない。この場合においては、その者を受益者とみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の規定による共有者の通知がない場合には、受益証券発行信託の受託者が受益権の共有

者に対してする通知又は催告は、そのうちの一人に対してすれば足りる。

5 この法律の規定により受益証券発行信託の受託者が無記名受益権の受益者に対してすべき通知は、当該受益者のうち当該受託者に氏名又は名称及び住所の知れている者に対してすれば足りる。この場合においては、当該受託者は、その通知すべき事項を官報に公告しなければならぬ。

(無記名受益権の受益者による権利の行使)

第九十二条 無記名受益権の受益者は、受益証券発行信託の受託者その他の者に対しその権利を行使しようとするときは、その受益証券を当該受託者その他の者に提示しなければならぬ。

2 無記名受益権の受益者は、受益者集会において議決権を行使しようとするときは、受益者集会の日の一週間前までに、その受益証券を第八十条に規定する招集者に提示しなければならぬ。

(共有者による権利の行使)

第九十三条 受益証券発行信託の受益権が二人以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該受益権についての権利を行使する者一人を定め、受益証券発行信託の受託者に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該受益権についての権利を行使することができない。ただし、当該受託者が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

第二節 受益権の譲渡等の特例

(受益証券の発行された受益権の譲渡)

第九十四条 受益証券発行信託の受益権(第八十五条第二項の定めのある受益権を除く。)の譲渡は、当該受益権に係る受益証券を交付しなければ、その効力を生じない。

(受益証券発行信託における受益権の譲渡の對抗要件)

第九十五条 受益証券発行信託の受益権の譲渡は、その受益権を取得した者の氏名又は名称及び住所を受益権原簿に記載し、又は記録しなければ、受益証券発行信託の受託者に対抗することができない。

2 第八十五条第二項の定めのある受益権に関する前項の規定の適用については、同項中「受託者」とあるのは、「受託者その他の第三者」とする。

3 第一項の規定は、無記名受益権については、適用しない。

(権利の推定等)

第九十六条 受益証券の占有者は、当該受益証券に係る受益権を適法に有するものと推定する。

2 受益証券の交付を受けた者は、当該受益証券に係る受益権についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(受益者の請求によらない受益権原簿記載事項の記載又は記録)

第九十七条 受益証券発行信託の受託者は、次の各号に掲げる場合には、法務省令で定めるところにより、当該各号の受益権の受益者に係る受益権原簿記載事項を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

一 受益証券発行信託の受益権を取得した場合において、当該受益権が消滅しなかったとき。

二 前号の受益証券発行信託の受益権を処分したとき。

2 受益証券発行信託の受託者は、信託の変更に よつて受益権の併合がされた場合には、併合された受益権について、その受益権の受益者に係る受益権原簿記載事項を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

3 受益証券発行信託の受託者は、信託の変更に よつて受益権の分割がされた場合には、分割された受益権について、その受益権の受益者に係る受益権原簿記載事項を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

4 前三項の規定は、無記名受益権については、適用しない。

(受益者の請求による受益権原簿記載事項の記載又は記録)

第九十八条 受益証券発行信託の受益権を受益証券発行信託の受託者以外の者から取得した者(当該受託者を除く。)は、受益証券発行信託の受託者に対し、当該受益権に係る受益権原簿記載事項を受益権原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合を除き、その取得した受益権の受益者として受益権原簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。

3 前二項の規定は、無記名受益権については、適用しない。

(受益証券の発行された受益権の質入れ)

第九十九条 受益証券発行信託の受益権(第八十五条第二項の定めのある受益権を除く。)の質入れは、当該受益権に係る受益証券を交付しなければ、その効力を生じない。

(受益証券発行信託における受益権の質入れの對抗要件)

第二百条 受益証券発行信託の受益権(第八十五条第二項の定めのある受益権を除く。)の質権者は、継続して当該受益権に係る受益証券を占有しなければ、その質権をもって受益証券発行信託の受託者その他の第三者に対抗することができない。

2 第八十五条第二項の定めのある受益権の質入れは、その質権者の氏名又は名称及び住所を受益権原簿に記載し、又は記録しなければ、受益証券発行信託の受託者その他の第三者に対抗することができない。

(質権に関する受益権原簿の記載等)

第二百一条 受益証券発行信託の受益権に質権を設定した者は、受益証券発行信託の受託者に対し、次に掲げる事項を受益権原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

一 質権者の氏名又は名称及び住所

二 質権の目的である受益権

2 前項の規定は、無記名受益権については、適用しない。

(質権に関する受益権原簿の記載事項を記載した書面の交付等)

第二百二条 前条第一項各号に掲げる事項が受益権原簿に記載され、又は記録された質権者(以下この節において「登録受益権質権者」という。)は、受益証券発行信託の受託者に対し、当該登録受益権質権者についての受益権原簿に記載され、若しくは記録された同項各号に掲げる事項を記載した書面の交付又は当該事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。

2 前項の書面には、受益証券発行信託の受託者(法人である受託者にあつては、その代表者。次項において同じ。)が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第一項の電磁的記録には、受益証券発行信託の受託者が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

4 受益証券発行信託の受託者が二人以上ある場合における前二項の規定の適用については、こ

れらの規定中「受益証券発行信託の受託者」とあるのは、「受益証券発行信託のすべての受託者」とする。

(登録受益権質権者に対する通知等)

第二百三条 受益証券発行信託の受託者が登録受益権質権者に対してする通知又は催告は、受益権原簿に記載し、又は記録した当該登録受益権質権者の住所(当該登録受益権質権者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該受託者に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)にあつて発すれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(受益権の併合又は分割に係る受益権原簿の記載等)

第二百四条 受益証券発行信託の受託者は、信託の変更によつて受益権の併合がされた場合において、当該受益権を目的とする質権の質権者が登録受益権質権者であるときは、併合された受益権について、その質権者の氏名又は名称及び住所を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

2 受益証券発行信託の受託者は、信託の変更に よつて受益権の分割がされた場合において、当該受益権を目的とする質権の質権者が登録受益権質権者であるときは、分割された受益権について、その質権者の氏名又は名称及び住所を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

2 受益証券発行信託の受託者は、前条第二項に規定する場合には、分割された受益権に係る受益証券を登録受益権質権者に引き渡さなければならない。

(受益証券の発行されない受益権についての對抗要件等)

第二百六条 第八十五条第二項の定めのある受益権で他の信託の信託財産に属するものについては、当該受益権が信託財産に属する旨を受益権原簿に記載し、又は記録しなければ、当該受益権が信託財産に属することを受益証券発行信託の受託者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の受益権が属する他の信託の受託者は、受益証券発行信託の受託者に対し、当該受益権が信託財産に属する旨を受益権原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

3 受益権原簿に前項の規定による記載又は記録がされた場合における第八十七条の規定の適用については、同条第一項中「第八十五条第二項の定めのある受益権の受益者」とあるのは「第二百六条第一項の受益権が属する他の信託の受託者」と、「当該受益者」とあるのは「当該受益権」と、「記録された受益権原簿記載事項」とあるのは「記録された受益権原簿記載事項（当該受益権が信託財産に属する旨を含む）」とする。

第三節 受益証券

第二百七条 受益証券発行信託の受託者は、信託行為の定めに従い、遅滞なく、当該受益権に係る受益証券を発行しなければならない。

（受益証券不所持の申出）

第二百八条 受益証券発行信託の受益者は、受益証券発行信託の受託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければならない。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を受益証券発行信託の受託者に提出しなければならない。

3 第一項の規定による申出を受けた受益証券発行信託の受託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

4 受益証券発行信託の受託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第二項前段の受益権に係る受益証券を発行することができる。

5 第二項後段の規定により提出された受益証券は、第三項の規定による記載又は記録をした時において、無効となる。

6 第一項の規定による申出をした受益者は、いつでも、受益証券発行信託の受託者に対し、第二項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができる。この場合におい

て、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とする。

7 前各項の規定は、無記名受益権については、適用しない。

（受益証券の記載事項）

第二百九条 受益証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、受益証券発行信託の受託者（法人である受託者にあつては、その代表者）がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 受益証券発行信託の受益証券である旨

二 当初の委託者及び受益証券発行信託の受託者の氏名又は名称及び住所

三 記名式の受益証券にあつては、受益者の氏名又は名称

四 各受益権に係る受益債権の内容その他の受益権の内容を特定するものとして法務省令で定める事項

五 受益証券発行信託の受託者に対する費用等の償還及び損害の賠償に関する信託行為の定め

六 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期

七 記名式の受益証券をもって表示される受益権について譲渡の制限があるときは、その旨及びその内容

八 受益者の権利の行使に関する信託行為の定め（信託監督人及び受益者代理人に係る事項を含む）

九 その他法務省令で定める事項

2 受益証券発行信託の受託者が二人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「受益証券発行信託の受託者」とあるのは、「受益証券発行信託のすべての受託者」とする。

（記名式と無記名式の間の転換）

第二百十條 受益証券が発行されている受益権の受益者は、いつでも、その記名式の受益証券を無記名式とし、又はその無記名式の受益証券を記名式とすることを請求することができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（受益証券の喪失）

第二百十一條 受益証券は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。

2 受益証券を喪失した者は、非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。

3 受益証券を喪失した者が非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをしたときは、当該受益証券を喪失した者は、相当の担保を供して、受益証券発行信託の受託者に当該受益証券に係る債務を履行させることができる。

第四節 関係当事者の権利義務等の特例

（受益証券発行信託の受託者の義務の特例）

第二百十二條 受益証券発行信託においては、第二十九条第二項ただし書の規定にかかわらず、信託行為の定めにより同項本文の義務を軽減することはできない。

2 受益証券発行信託においては、第三十五条第四項の規定は、適用しない。

（受益者の権利行使の制限に関する信託行為の定めの特例）

第二百十三條 受益証券発行信託においては、第九十二条第一号、第五号、第六号及び第八号の規定にかかわらず、次に掲げる権利の全部又は一部について、総受益者の議決権の百分の三（これを下回る割合を信託行為において定めた場合にあつては、その割合。以下この項において同じ。）以上の割合の受益権を有する受益者又は現に存する受益権の総数の百分の三以上の数の受益権を有する受益者に限り当該権利を行使することができる旨の信託行為の定めを設けることができる。

一 第二十七条第一項又は第二項（これらの規定を第七十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による取消権

二 第三十一条第六項又は第七項の規定による取消権

三 第三十八条第一項の規定による閲覧又は謄写の請求権

四 第四十六条第一項の規定による検査役の選任の申立権

2 受益証券発行信託においては、第九十二条第一号の規定にかかわらず、次に掲げる権利の全部又は一部について、総受益者の議決権の百分の一（これを下回る割合を信託行為において定めた場合にあつては、その割合。以下この項において同じ。）以上の割合の受益権を有する受益者又は現に存する受益権の総数の十分の一以上の数の受益権を有する受益者に限り当該権利

を行使することができる旨の信託行為の定めを設けることができる。

一 第百五十条第一項の規定による信託の変更を命ずる裁判の申立権

二 第百六十五条第一項の規定による信託の終了を命ずる裁判の申立権

3 受益証券発行信託において、第三十九条第一項の規定による開示が同条第三項の信託行為の定めにより制限されているときは、前二項の規定は、適用しない。

4 受益証券発行信託においては、第九十二条第十一号の規定にかかわらず、六箇月（これを下回る期間を信託行為において定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き受益権を有する受益者に限り第四十四条第一項の規定による差止めの請求権を行使することができる旨の信託行為の定めを設けることができる。

（二人以上の受益者による意思決定の方法の特例）

第二百十四條 受益者が二人以上ある受益証券発行信託においては、信託行為に別段の定めがない限り、信託行為に受益者の意思決定（第九十二条各号に掲げる権利の行使に係るものを除く。）は第四章第三節第二款の定めるところによる受益者集会における多数決による旨の定めがあるものとみなす。

（委託者の権利の特例）

第二百十五條 受益証券発行信託においては、この法律の規定による委託者の権利のうち次に掲げる権利は、受益者がこれを行使する。

一 第三十六条の規定による報告を求める権利

二 第五十八条第四項（第百三十四条第二項及び第百四十一条第二項において準用する場合を含む。）第六十二条第四項（第百三十五条第一項及び第百四十二条第一項において準用する場合を含む。）第六十三条第一項、第七十四条第二項、第百三十一条第四項、第百五十条第一項、第百六十五条第一項、第百六十六条第一項、第百六十九条第一項又は第百七十三条第一項の規定による申立権

三 第六十二条第二項、第百三十一条第二項又は第百三十八条第二項の規定による催告権

四 第百七十二条第一項、第二項又は第三項後段の規定による閲覧、謄写若しくは交付又は複製の請求権

五 第百九十条第二項の規定による閲覧又は謄写の請求権

第九章 限定責任信託の特例

第一節 総則

(限定責任信託の要件)

第二百十六条 限定責任信託は、信託行為においてそのすべての信託財産責任負担債務について受託者が信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う旨の定めをし、第二百三十二条の定めるところにより登記をすることによつて、限定責任信託としての効力を生ずる。

2 前項の信託行為においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 限定責任信託の目的
- 二 限定責任信託の名称
- 三 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所
- 四 限定責任信託の主たる信託事務の処理を行うべき場所(第三節において「事務処理地」という。)
- 五 信託財産に属する財産の管理又は処分の方法
- 六 その他法務省令で定める事項

(固有財産に属する財産に対する強制執行等の制限)

第二百十七条 限定責任信託においては、信託財産責任負担債務(第二十一条第一項第八号に掲げる権利に係る債務を除く。)に係る債権に基づいて固有財産に属する財産に対し強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売又は国税滞納処分をすることはできない。

2 前項の規定に違反してされた強制執行、仮差押え、仮処分又は担保権の実行若しくは競売に対しては、受託者は、異議を主張することができない。この場合においては、民事執行法第三十八條及び民事保全法第四十五條の規定を準用する。

3 第一項の規定に違反してされた国税滞納処分に対しては、受託者は、異議を主張することができる。この場合においては、当該異議の主張は、当該国税滞納処分について不服の申立てをする方法である。

(限定責任信託の名称等)

第二百十八条 限定責任信託には、その名称中に限定責任信託という文字を用いなければならない。

2 何人も、限定責任信託でないものについて、その名称又は商号中に、限定責任信託であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

3 何人も、不正の目的をもって、他の限定責任信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

4 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によつて事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある限定責任信託の受託者は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に對し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

(取引の相手方に対する明示義務)

第二百十九条 受託者は、限定責任信託の受託者として取引をするに当たっては、その旨を取引の相手方に示さなければならない。これを当該取引の相手方に対し主張することができない。

(登記の効力)

第二百二十条 この章の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に對抗することができない。登記の後であっても、第三者が正当な事由によつてその登記があることを知らなかったときは、同様とする。

2 この章の規定により登記すべき事項につき故意又は過失によつて不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもつて善意の第三者に對抗することができない。

(限定責任信託の定めを廃止する旨の信託の変更)

第二百二十一条 第二百十六条第一項の定めを廃止する旨の信託の変更がされ、第二百三十五條の終了の登記がされたときは、その変更後の信託については、この章の規定は、適用しない。

第二節 計算等の特例

第二百二十二条 限定責任信託における帳簿その他の書類又は電磁的記録の作成、内容の報告及び保存並びに閲覧及び謄写については、第三十七條及び第三十八條の規定にかかわらず、次項から第九項までに定めるところによる。

2 受託者は、法務省令で定めるところにより、限定責任信託の会計帳簿を作成しなければならない。

3 受託者は、限定責任信託の効力が生じた後速やかに、法務省令で定めるところにより、その効力が生じた日における限定責任信託の貸借対照表を作成しなければならない。

4 受託者は、毎年、法務省令で定める一定の時期において、法務省令で定めるところにより、

限定責任信託の貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書その他の法務省令で定める書類又は電磁的記録を作成しなければならない。

5 受託者は、前項の書類又は電磁的記録を作成したときは、その内容について受益者(信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人)に報告しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

6 受託者は、第二項の会計帳簿を作成した場合には、その作成の日から十年間(当該期間内に信託の清算の終了があつたときは、その日までの間。次項において同じ。)、当該会計帳簿(書面に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあつては当該電磁的記録、電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあつては当該書面)を保存しなければならない。

7 受託者は、信託財産に属する財産の処分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類又は電磁的記録を作成し、又は取得した場合に、その作成又は取得の日から十年間、当該書類又は電磁的記録(書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあつては当該電磁的記録、電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあつては当該書面)を保存しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

8 受託者は、第三項の貸借対照表及び第四項の書類又は電磁的記録(以下この項及び第二百二十四条第二項第一号において「貸借対照表等」という。)を作成した場合には、信託の清算の終了の日までの間、当該貸借対照表等(書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあつては当該電磁的記録、電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあつては当該書面)を保存しなければならない。ただし、その作成の日から十年間を経過した後において、受益者に対し、当該書類若しくはその写しを交付し、又は当該電磁的記録に記録された

事項を法務省令で定める方法により提供したときは、この限りでない。

9 限定責任信託における第三十八條の規定の適用については、同条第一項各号中「前条第一項又は第五項」とあるのは「第二百二十二条第二項又は第七項」と、同条第四項第一号及び第六項各号中「前条第二項」とあるのは「第二百二十二条第三項又は第四項」とする。

(裁判所による提出命令)

第二百二十三条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、前条第二項から第四項までの書類の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(受託者の第三者に対する責任)

第二百二十四条 限定責任信託において、受託者が信託事務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該受託者は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 限定責任信託の受託者が、次に掲げる行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、受託者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 貸借対照表等に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

二 虚偽の登記

三 虚偽の公告

3 前二項の場合において、当該損害を賠償する責任を負う他の受託者があるときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(受益者に対する信託財産に係る給付の制限)

第二百二十五条 限定責任信託においては、受益者に対する信託財産に係る給付は、その給付可能額(受益者に対し給付をすることができる額として純資産額の範囲内において法務省令で定める方法により算定される額をいう。以下この節において同じ。)を超えてすることはできない。

(受益者に対する信託財産に係る給付に関する責任)

第二百二十六条 受託者が前条の規定に違反して受益者に対する信託財産に係る給付をした場合には、次の各号に掲げる者は、連帯して(第二号に掲げる受益者にあつては、現に受けた個別の給付額の限度で連帯して)、当該各号に定める義務を負う。ただし、受託者がその職務を行

うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合、この限りでない。

一 受託者 当該給付の帳簿価額（以下この節において「給付額」という。）に相当する金銭の信託財産に対するてん補の義務

二 当該給付を受けた受益者 現に受けた個別の給付額に相当する金銭の受託者に対する支払の義務

2 受託者が前項第一号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、同項第二号に掲げる受益者は、当該履行された金額に同号の給付額の同項第一号の給付額に対する割合を乗じて得た金額の限度で同項第二号に定める義務を免れ、受益者が同号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、受託者は、当該履行された金額の限度で同項第一号に定める義務を免れる。

3 第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により受益者から受託者に対し支払われた金銭は、信託財産に帰属する。

4 第一項に規定する義務は、免除することができない。ただし、当該給付をした日における給付可能額を限度として当該義務を免除することについて総受益者の同意がある場合は、この限りでない。

5 第一項本文に規定する場合において、同項第一号の義務を負う他の受託者があるときは、これらの者は、連帯債務者とする。

6 第四十五条の規定は、第一項の規定による請求に係る訴えについて準用する。

（受益者に対する求償権の制限等）

第二百二十七条 前条第一項本文に規定する場合において、当該給付を受けた受益者は、給付額が当該給付をした日における給付可能額を超えることにつき善意であるときは、当該給付額について、受託者からの求償の請求に応ずる義務を負わない。

2 前条第一項本文に規定する場合には、信託債権者は、当該給付を受けた受益者に対し、給付額（当該給付額が当該信託債権者の債権額を超える場合にあつては、当該債権額）に相当する金銭を支払わせることができる。

（欠損が生じた場合の責任）

第二百二十八条 受託者が受益者に対する信託財産に係る給付をした場合において、当該給付をした日後最初に到来する第二百二十二条第四項の時期に欠損額（貸借対照表上の負債の額が資

産の額を上回る場合において、当該負債の額から当該資産の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が生じたときは、次の各号に掲げる者は、連帯して（第二号に掲げる受益者にあつては、現に受けた個別の給付額の限度で連帯して）、当該各号に定める義務を負う。ただし、受託者がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

一 受託者 その欠損額（当該欠損額が給付額を超える場合にあつては、当該給付額）に相当する金銭の信託財産に対するてん補の義務

二 当該給付を受けた個別の給付額を超える場合にあつては、当該給付額）に相当する金銭の受託者に対する支払の義務

2 受託者が前項第一号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、同項第二号に掲げる受益者は、当該履行された金額に同号の給付額の同項第一号の給付額に対する割合を乗じて得た金額の限度で同項第二号に定める義務を免れ、受益者が同号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、受託者は、当該履行された金額の限度で同項第一号に定める義務を免れる。

3 第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により受益者から受託者に対し支払われた金銭は、信託財産に帰属する。

4 第一項に規定する義務は、総受益者の同意がなければ、免除することができない。

5 第一項本文に規定する場合において、同項第一号の義務を負う他の受託者があるときは、これらの者は、連帯債務者とする。

6 第四十五条の規定は、第一項の規定による請求に係る訴えについて準用する。

（債権者に対する公告）

第二百二十九条 限定責任信託の清算受託者は、その就任後遅滞なく、信託債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている信託債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の規定による公告には、当該信託債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除外される旨を付記しなければならない。

（債務の弁済の制限）

第二百三十条 限定責任信託の清算受託者は、前条第一項の期間内は、清算中の限定責任信託の

債務の弁済をすることができない。この場合において、清算受託者は、その債務の不履行によって生じた責任を免れることができない。

2 前項の規定にかかわらず、清算受託者は、前条第一項の期間内であっても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算中の限定責任信託の信託財産に属する財産につき存する担保権によって担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができ。この場合において、当該許可の申立ては、清算受託者が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。

3 清算受託者は、前項の許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

4 第二項の許可の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。

5 第二項の規定による弁済の許可の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（清算からの除外）

第二百三十一条 清算中の限定責任信託の信託債権者（知れているものを除く。）であつて第二百二十九条第一項の期間内にその債権の申出をしなかつたものは、清算から除外される。

2 前項の規定により清算から除外された信託債権者は、給付がされていない残余財産に対してのみ、弁済を請求することができる。

3 二人以上の受益者がある場合において、清算中の限定責任信託の残余財産の給付を受益者の一部に対してしたときは、当該受益者の受けた給付と同一の割合の給付を当該受益者以外の受益者に対してするために必要な財産は、前項の残余財産から控除する。

第三節 限定責任信託の登記

（限定責任信託の定め（登記））

第二百三十二条 信託行為において第二百六条第一項の定めが二週間以内に、次に掲げる事項を登記してしなければならない。

一 限定責任信託の目的
二 限定責任信託の名称
三 受託者の氏名又は名称及び住所
四 限定責任信託の事務処理地
五 第六十四条第一項（第七十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により信託財産管理者又は信託財産法人管理人が選任されたときは、その氏名又は名称及び住所

第六百六十三条第九号の規定による信託の終了についての信託行為の定めがあるときは、その定め

七 会計監査人設置信託（第二百四十八条第三項に規定する会計監査人設置信託をいう。第二百四十条第三号において同じ。）であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称（変更の登記）

第二百三十三条 限定責任信託の事務処理地に変更があつたときは、二週間以内に、旧事務処理地においてはその変更の登記をし、新事務処理地においては前条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において限定責任信託の事務処理地に変更があつたときは、その変更の登記をすれば足りる。

3 前条各号（第四号を除く。）に掲げる事項に変更があつたときは、二週間以内に、その変更の登記をしなければならない。

（職務執行停止の仮処分命令等の登記）

第二百三十四条 限定責任信託の受託者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その事務処理地において、その登記をしなければならない。

（終了の登記）

第二百三十五条 第六百六十三条（第六号及び第七号に係る部分を除く。）若しくは第六百六十四条第一項若しくは第三項の規定により限定責任信託が終了したとき、又は第二百六条第一項の定めを廃止する旨の信託の変更がされたときは、二週間以内に、終了の登記をしなければならない。

（清算受託者の登記）

第二百三十六条 限定責任信託が終了した場合において、限定責任信託が終了した時における受託者が清算受託者となるときは、終了の日から、二週間以内に、清算受託者の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

2 信託行為の定め又は第六十二条第一項若しくは第四項若しくは第六百七十三条第一項の規定により清算受託者が選任されたときも、前項と同様とする。

3 第二百三十三条第三項の規定は、前二項の規定による登記について準用する。

(清算終了の登記)
第二百三十七條 限定責任信託の清算が終了したときは、第百八十四条第一項の計算の承認の日から、二週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)
第二百三十八條 限定責任信託の登記に関する事務は、限定責任信託の事務処理地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 登記所に、限定責任信託登記簿を備える。
 (登記の申請)
第二百三十九條 第二百三十二條及び第二百三十三條の規定による登記は受託者の申請によつて、第二百三十五條から第二百三十七條までの規定による登記は清算受託者の申請によつてする。

2 前項の規定にかかわらず、信託財産管理者又は信託財産法人管理者が選任されている場合には、第二百三十二條及び第二百三十三條の規定による登記(第二百四十六條の規定によるものを除く。)は、信託財産管理者又は信託財産法人管理者の申請によつてする。
 (限定責任信託の定め、登記の添付書面)
第二百四十條 限定責任信託の定め、登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 限定責任信託の信託行為を証する書面
 二 受託者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。
 三 会計監査人設置信託においては、次に掲げる書面

イ 就任を承諾したことを証する書面
 ロ 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。
 ハ 会計監査人が法人でないときは、第二百四十九條第一項に規定する者であることを証する書面
 (変更の登記の添付書面)
第二百四十一條 事務処理地の変更又は第二百三十二條各号(第四号を除く。)に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務処理地の変更又は

は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 法人である新受託者の就任による変更の登記の申請書には、前条第二号に掲げる書面を添付しなければならない。

3 会計監査人の就任による変更の登記の申請書には、前条第三号ロ又はハに掲げる書面を添付しなければならない。
 (終了の登記の添付書面)
第二百四十二條 限定責任信託の終了の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(清算受託者の登記の添付書面)
第二百四十三條 次の各号に掲げる者が清算受託者となつた場合の清算受託者の登記の申請書には、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一 信託行為の定めにより選任された者 次に掲げる書面
 イ 当該信託行為の定めがあることを証する書面
 ロ 選任された者が就任を承諾したことを証する書面

二 第六十二條第一項の規定により選任された者 次に掲げる書面
 イ 第六十二條第一項の合意があつたことを証する書面
 ロ 前号ロに掲げる書面

三 第六十二條第四項又は第百七十三條第一項の規定により裁判所が選任した者 その選任を証する書面
第二百四十條 (第二号に係る部分に限る。)の規定は、清算受託者が法人である場合の清算受託者の登記について準用する。
 (清算受託者に関する変更の登記の添付書面)
第二百四十四條 清算受託者の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

2 第二百三十六條第一項に規定する事項の変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。
 3 第二百四十一條第二項の規定は、法人である清算受託者の就任による変更の登記について準用する。
 (清算終了の登記の添付書面)
第二百四十五條 清算終了の登記の申請書には、第百八十四條第一項の計算の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(裁判による登記の嘱託)
第二百四十六條 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、限定責任信託の事務処理地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一 次に掲げる裁判があつたとき。
 イ 第五十八條第四項(第七十條(第七十四條第六項において準用する場合を含む。))の規定による受託者又は信託財産管理者若しくは信託財産法人管理者の解任の裁判
 ロ 第六十四條第一項(第七十四條第六項において準用する場合を含む。))の規定による信託財産管理者又は信託財産法人管理者の選任の裁判

二 次に掲げる裁判が確定したとき。
 イ 前号イに掲げる裁判を取り消す裁判
 ロ 第百六十五條又は第百六十六條の規定による信託の終了を命ずる裁判
 (商業登記法及び民事保全法の準用)
第二百四十七條 限定責任信託の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五號)第二條から第五條まで、第七條から第十五條まで、第十七條から第十九條の三まで、第二十七條、第五十一條から第五十三條まで、第七十一條第一項、第百三十二條から第百三十七條まで並びに第百三十九條から第百四十八條まで並びに民事保全法第五十六條の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十一條第一項中「本店」とあるのは「事務処理地(信託法(平成十八年法律第百八號)第二百十六條第二項第四号に規定する事務処理地をいう。以下同じ。)」と、「移転した」とあるのは「変更した」と、同項並びに同法第五十二條第二項、第三項及び第五項中「新所在地」とあるのは「(新事務処理地)」と、同法第五十一條第一項及び第二項並びに第五十二條中「旧所在地」とあるのは「旧事務処理地」と、同法第七十一條第一項中「解散」とあるのは「限定責任信託の終了」と、民事保全法第五十六條中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「限定責任信託の受託者又は清算受託者」と、「法人の本店又は主たる事務所の所在地(外国法人にあつては、各事務所の所在地)」とあるのは「限定責任信託の事務処理地(信託法(平成十八年法律第百八號)第二百十六條第二項第四号に規定する事務処理地をいう。)」と読み替えるものとする。

定する事務処理地をいう。)」と読み替えるものとする。

第十章 受益証券発行限定責任信託の特例
 (会計監査人の設置等)
第二百四十八條 受益証券発行信託である限定責任信託(以下「受益証券発行限定責任信託」という。)においては、信託行為の定めにより、会計監査人を置くことができる。

2 受益証券発行限定責任信託であつて最終の貸借対照表(直近の第二百二十二條第四項の時期において作成された貸借対照表をいう。)の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上であるものにおいては、会計監査人を置かなければならない。
 3 第一項の信託行為の定めのある信託及び前項に規定する信託(以下「会計監査人設置信託」と総称する。)においては、信託行為に会計監査人を指定する定めを設けなければならない。(会計監査人の資格等)
第二百四十九條 会計監査人は、公認会計士(外国公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三號)第十六條の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。))を含む。第三項第二号において同じ。又は監査法人でなければならない。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを受託者に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。
 3 次に掲げる者は、会計監査人となることのできない。

一 公認会計士法の規定により、第二百二十二條第四項に規定する書類又は電磁的記録について監査をすることができない者
 二 受託者若しくはその利害関係人から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
 三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの
 (会計監査人が欠けた場合の措置)
第二百五十條 会計監査人設置信託において、会計監査人が欠けたときは、委託者及び受益者は、会計監査人が欠けた時から二箇月以内に、その合意により、新たな会計監査人(以下この

条において「新会計監査人」という。）を選任しなければならない。

2 前項に規定する場合において、委託者が現に存しないとき、又は会計監査人が欠けた時から二箇月を経過しても同項の合意が調わないときは、新会計監査人の選任は、受益者のみでこれを行うことができる。

3 前二項に規定する場合において、受益者が二人以上あるときは、受託者（信託監督人が現に存する場合にあつては、受託者又は信託監督人）は、前二項の規定により新会計監査人を選任するため、遅滞なく、受益者集会を招集しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定により新会計監査人が選任されたときは、当該新会計監査人について信託行為に第二百四十八条第三項の定めが設けられたものとみなす。

5 会計監査人が欠けた場合には、辞任により退任した会計監査人は、新会計監査人が選任されるまで、なお会計監査人としての権利義務を有する。

（会計監査人の辞任及び解任）

第二百五十一条 第五十七条第一項本文の規定は会計監査人の辞任について、第五十八条第一項及び第二項の規定は会計監査人の解任について、それぞれ準用する。

（会計監査人の権限等）

第二百五十二条 会計監査人は、第二百二十二条第四項の書類又は電磁的記録を監査する。この場合において、会計監査人は、法務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は受託者に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの

3 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第二百四十九条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二 受託者又はその利害関係人

三 受託者又はその利害関係人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

4 会計監査人設置信託における第二百二十二条第四項、第五項及び第八項の規定の適用については、同条第四項中「作成しなければならない」とあるのは「作成し、第二百五十二条第一項の会計監査を受けなければならない」と、同条第五項中「その内容」とあるのは「その内容及び会計監査報告」と、同条第八項中「作成した場合には」とあるのは「作成し、第二百五十二条第一項の会計監査を受けた場合には」と、「当該書面」とあるのは「当該書面」及び当該会計監査報告」とする。

（会計監査人の注意義務）
第二百五十三条 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、善良な管理者の注意をもって、これをしなければならない。

（会計監査人の損失てん補責任等）
第二百五十四条 会計監査人がその任務を怠ったことによつて信託財産に損失が生じた場合には、受益者は、当該会計監査人に対し、当該損失のてん補をすることを請求することができる。

2 前項の規定による損失のてん補として会計監査人が受託者に対し交付した金銭その他の財産は、信託財産に帰属する。

3 第四十二条（第一号に係る部分に限る。）並びに第二百五条第三項及び第四項（第三号を除く。）の規定は第一項の規定による責任の免除について、第四十三条の規定は第一項の規定による責任に係る債権について、第四十五条の規定は第一項の規定による請求に係る訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第二百五条第四項第二号中「受託者がその任務」とあるのは、「会計監査人がその職務」と読み替えるものとする。

（会計監査人の第三者に対する責任）

第二百五十五条 会計監査人設置信託において、会計監査人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該会計監査人は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 会計監査人設置信託の会計監査人が、第二百五十二条第一項の会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項について虚偽の記載又は記録をしたときも、前項と同様とする。ただし

し、会計監査人が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

3 前二項の場合において、当該損害を賠償する責任を負う他の会計監査人があるときは、これらの者は、連帯債務者とする。

定する定めがない場合において、遺言執行者の定めがないとき、又は遺言執行者となるべき者として指定された者が信託管理人の選任をせず、若しくはこれを行うことができないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託管理人を選任することができる。この場合において、信託管理人の選任の裁判があつたときは、当該信託管理人について信託行為に第四項前段の定めが設けられたものとみなす。

（会計監査人の費用等及び報酬）
第二百五十六条 第二百二十七条第一項から第五項までの規定は、会計監査人の費用及び支出の日以後におけるその利息、損害の賠償並びに報酬について準用する。

（受益者集会の特例）

第二百五十七条 会計監査人設置信託に係る信託行為に第二百四十八条の別段の定めがない場合における第二百四十八条の規定の適用については、同条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び「会計監査人」と、同条第二項中「受託者」とあるのは「受託者又は会計監査人」とする。

第十一章 受益者の定めのない信託の特例（受益者の定めのない信託の要件）

第二百五十八条 受益者の定め（受益者を定める方法の定めを含む。以下同じ。）のない信託は、第三条第一号又は第二号に掲げる方法によつてすることができる。

2 受益者の定めのない信託においては、信託の変更によつて受益者の定めを設けることはできない。

3 受益者の定めのある信託においては、信託の変更によつて受益者の定めを廃止することはできない。

4 第三条第二号に掲げる方法によつて受益者の定めのない信託をするときは、信託管理人を指定する定めを設けなければならない。この場合においては、信託管理人の権限のうち第四百四十五条第二項各号（第六号を除く。）に掲げるものを行使する権限を制限する定めを設けることはできない。

5 第三条第二号に掲げる方法によつてされた受益者の定めのない信託において、信託管理人を指定する定めがない場合において、遺言執行者の定めがあるときは、当該遺言執行者は、信託管理人を選任しなければならない。この場合において、当該遺言執行者が信託管理人を選任したときは、当該信託管理人について信託行為に前項前段の定めが設けられたものとみなす。

6 第三条第二号に掲げる方法によつてされた受益者の定めのない信託において信託管理人を指定する定めがない場合において、遺言執行者の定めがないとき、又は遺言執行者となるべき者として指定された者が信託管理人の選任をせず、若しくはこれを行うことができないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託管理人を選任することができる。この場合において、信託管理人の選任の裁判があつたときは、当該信託管理人について信託行為に第四項前段の定めが設けられたものとみなす。

7 第二百三十三条第六項から第八項までの規定は、前項の申立てについての裁判について準用する。

8 第三条第二号に掲げる方法によつてされた受益者の定めのない信託において、信託管理人が欠けた場合であつて、信託管理人が就任しない状態が一年間継続したときは、当該信託は、終了する。

（受益者の定めのない信託の存続期間）
第二百五十九条 受益者の定めのない信託の存続期間は、二十年を超えない。

（受益者の定めのない信託における委託者の権利）
第二百六十条 第三条第一号に掲げる方法によつてされた受益者の定めのない信託においては、委託者（委託者が二人以上ある場合にあつては、そのすべての委託者）が第四百四十五条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる権利を有する旨及び受託者が同条第四項各号に掲げる義務を負う旨の定めが設けられたものとみなす。この場合においては、信託の変更によつてこれを変更することはできない。

2 第三条第二号に掲げる方法によつてされた受益者の定めのない信託であつて、第二百五十八条第五項後段又は第六項後段の規定により同条第四項前段の定めが設けられたものとみなされるものにおいては、信託の変更によつて信託管理人の権限のうち第四百四十五条第二項各号（第六号を除く。）に掲げるものを行使する権限を制限することはできない。

（この法律の適用関係）
第二百六十一条 受益者の定めのない信託に関する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十九条第	受益者の利益	信託の目的の達成の支
一項第三号	を害しない	障とならない

条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

3 受益者の定めのない信託に係る信託の変更については、第四百四十九条第二項第一号及び第三項第二号の規定は、適用しない。

4 受益者の定めのない信託に係る信託の併合については、第五百五十一条第二項第一号の規定は、適用しない。

5 受益者の定めのない信託に係る信託の分割については、第五百五十五条第二項第一号及び第五百五十九条第二項第一号の規定は、適用しない。

第十二章 雑則

第一節 非訟

(信託に関する非訟事件の管轄)

第二百六十二条 この法律の規定による非訟事件は、この条に特別の定めがある場合を除き、受託者の住所地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 受託者が二人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「住所地」とあるのは、「いずれかの住所地」とする。

3 受託者の任務の終了後新受託者の就任前におけるこの法律の規定による裁判所に対する申立てに係る事件は、前受託者の住所地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

4 受託者が二人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「受託者の任務」とあるのは、「すべての受託者の任務」とし、前受託者が二人以上ある場合における同項の規定の適用については、同項中「住所地」とあるのは、「いずれかの住所地」とする。

5 第六条第一項又は第二百五十八条第六項の申立てに係る事件は、遺言者の最後の住所地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(信託に関する非訟事件の手続の特例)

第二百六十三条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法第四十条及び第五十七條第二項第二号の規定は、適用しない。

(最高裁判所規則)

第二百六十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二節 公告等

(法人である受託者についての公告の方法)

第二百六十五条 この法律の規定（第五百二十二条第二項、第五百五十六条第二項、第六百六十条第二項及び第二百二十九条第一項を除く。）による

公告は、受託者（受託者の任務の終了後新受託者の就任前にあつては、前受託者）が法人である場合には、当該法人における公告の方法（公告の期間を含む。）によりしなければならない。（法人である受託者の合併等についての公告の手続等の特例）

第二百六十六条 会社法その他の法律の規定によりある法人が組織変更、合併その他の行為をするときは当該法人の債権者が当該行為について公告、催告その他の手続を経て異議を述べることができることとされている場合において、法人である受託者が当該行為をしようとするときは、受託者が信託財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者は、当該行為についてこれらの手続を経て異議を述べることができる。債権者に含まれないものとする。

2 会社法その他の法律の規定による法人の事業の譲渡に関する規定の適用については、第三条第三号に掲げる方法によつてする信託は、その適用の対象となる行為に含まれるものとする。ただし、当該法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第十三章 罰則

(受益証券発行限定責任信託の受託者等の贈収賄罪)

第二百六十七条 次に掲げる者が、その職務に關して、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

一 受益証券発行限定責任信託の受託者（前受託者又は清算受託者を含む。以下同じ。）

二 受益証券発行限定責任信託の信託財産管理者

三 受益証券発行限定責任信託の民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者

四 受益証券発行限定責任信託の信託財産法人管理人

五 受益証券発行限定責任信託の信託管理人

六 受益証券発行限定責任信託の信託監督人

七 受益証券発行限定責任信託の受益者代理人

八 受益証券発行限定責任信託の検査役

九 会計監査人

2 前項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

3 第一項の場合において、犯人の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。（国外犯）

第二百六十八条 前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 前条第二項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。（法人における罰則の適用）

第二百六十九条 第二百六十七条第一項に規定する者が法人であるときは、同項の規定は、その行為をした取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人に対してそれぞれ適用する。（過料に処すべき行為）

第二百七十条 受託者、第六十条第一項に規定する前受託者の相続人等、信託財産管理者、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人、信託管理人、信託監督人、受益者代理人又は検査役は、次のいずれかに該当する場合に、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律の規定による公告若しくは通知をすることを怠つたとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

二 この法律の規定による開示をすることを怠つたとき。

三 この法律の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類又は電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

四 この法律の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 この法律の規定による調査を妨げたとき。

六 第三十七条第一項、第二項若しくは第五項の書類若しくは電磁的記録又は第二百二十条の議事録（信託行為に第四章第三節第二款の定めるところによる受益者集会における多数決による旨の定めがある場合に限る。）を作成せず、若しくは保存せず、又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七 第五百二十二条第二項若しくは第五項、第五百二十六条第二項若しくは第五項又は第六十条第二項若しくは第五項の規定に違反して、信託の併合又は分割をしたとき。

八 第七十九条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをするを怠つたとき。

九 第八十一条の規定に違反して、清算中の信託財産に属する財産の給付をしたとき。

2 受益証券発行信託の受託者、信託財産管理者、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人、信託監督人又は受益権原簿管理人は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第九章第三節の規定による登記をすることを怠つたとき。

七 第五百二十二条第二項若しくは第五項、第五百二十六条第二項若しくは第五項又は第六十条第二項若しくは第五項の規定に違反して、信託の併合又は分割をしたとき。

八 第七十九条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをするを怠つたとき。

九 第八十一条の規定に違反して、清算中の信託財産に属する財産の給付をしたとき。

2 受益証券発行信託の受託者、信託財産管理者、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人、信託監督人又は受益権原簿管理人は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第二百二十条の議事録（信託行為に第二百二十四条の別段の定めがない場合に限る。）又は第八十六条の受益権原簿を作成せず、若しくは保存せず、又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

二 第八十七条第一項又は第二百二条第一項の規定に違反して、書面の交付又は電磁的記録の提供を拒んだとき。

三 第九十条第一項の規定に違反して、第八十六条の受益権原簿を備置できなかったとき。

四 第二百七条の規定に違反して、遅滞なく、受益証券を発行しなかったとき。

五 第二百九条の規定に違反して、受益証券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

3 限定責任信託の受託者、信託財産管理者、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者又は信託財産法人管理人は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第九章第三節の規定による登記をすることを怠つたとき。

二 第二百二十二条第二項の会計帳簿、同条第三項の貸借対照表又は同条第四項若しくは第七項の書類若しくは電磁的記録を作成せず、

「一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」とを、「選任された者」との下に「同法第百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第五十五条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五条において準用する商業登記法第百四十五条」とを加える部分に限る。）」及び同法第六十条第六号中「隠蔽した」を「隠蔽した」に改める改正規定、第十九条の規定、第二十五条中金融商品取引法第九十条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）及び同法第百二条の十一の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第二十六条の規定、第二十七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第二十八条の規定、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第百七十七条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第三十四条中信用金庫法第八十五条の改正規定（第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）」を「第十九条の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十五号を除く。）」に改める部分及び「第十二条第一項」を「第十二条第一項第五号」に改める部分に限る。）、第三十七条第三項の規定、第四十一条中保険業法第六十七条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、及び同法第二百六十六条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第四十二条第十一項の規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第百八十三条第一項の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第四十六条第九項の規定、第五十条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第七十八条の改正規定（第二十七条まで（第二十四条第十五号及び第十六号を除く。）」を「第十九条の三まで」に、「添付書面の特例、印鑑の提出」を「及び添付書面の特例」、第二十一条から第二十七条まで

（第二十四条第十四号及び第十五号を除く。）」（二）に改める部分に限る。）、第五十七条第三項の規定、第六十七条中宗教法人法第六十五条の改正規定（第十九条の二の下に「第十九条の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」との下に「同法第百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）第六十五条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「宗教法人法第六十五条において準用する商業登記法第百四十五条」とを加える部分に限る。）、第六十八条の規定、第六十九条中消費生活協同組合法第九十二条の改正規定（第十七条から）を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」との下に「同法第百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第九十二条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「消費生活協同組合法第九十二条において準用する商業登記法第百四十五条」とを加える部分に限る。）、第七十条第三項の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第八十五条中漁船損害等補償法第八十三条の改正規定（第十七条から）の下に「第十九条の三まで、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「により清算人となつたもの」との下に「同法第百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第八十三条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法第百四十五条」とを加える部分に限る。）、第八十六条の規定、第九十三条中中小企業等協同組合法第百三条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第九十四条第三項の規定、第九十六条中商品先物取引法第二十九条の改正規定（第十七条から）の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る。）、第九十七条、第九十九条及び

び第一百一条の規定、第二条中技術研究組合法第百六十八条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第百三条第三項の規定、第百七条中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三十三条の改正規定（第十九条の二の下に「第十九条の三、第十九条の三、第二十一条」を加える部分に限る。）、第百八条の規定、第百十一条中有限責任事業組合契約に関する法律第七十三条の改正規定（第十九条の二の下に「第十九条の三、第二十一条」を加える部分に限る。）並びに第百十二条の規定、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日三 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定（並びに第百三十二条）を「第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分に限る。）、第三条から第五条までの規定、第六条中商業登記法第七条の二、第十一条の二、第十五条、第十七条及び第十八条の改正規定、同法第四十八条の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第五十条まで並びに同法第八十二条第二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改正規定（「本店の所在地における」を削る部分に限る。）、同法第八十七条第一項及び第二項並びに第九十一条の改正規定、同条第二項の改正規定（「本店の所在地における」を削る部分に限る。）並びに同法第九十五条、第百十一条、第百八条及び第百三十八条の改正規定、第九条中社債、株式等の振替に関する法律第百五十一条第二項第一号の改正規定、同法第百五十五条第一項の改正規定（（以下この条）の下に「及び第百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。）、同法第百五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十八条第二項の表第百五十九条第三項第一号の項の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十五条第一項の改正規定（「まで」の下に「第百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。）、同条第二項の表第百五十九条第一項の項の次に次のように加える改正規定及び同法第二百三十九条第二項の表に次のように加える改正規定、第十条第二項から第二十三項までの規定、第十一条中会社更生法第二百六十一条第一項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の改正規定、第十五条中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の目次の改正規定

（「従たる事務所の所在地における登記（第三百十二条―第三百十四条）を「削除」に改める部分に限る。）、同法第四十七條の次に五條を加える改正規定、同法第三百一条第二項第四号の次に一號を加える改正規定、同法第六章第四節第三款、第三百十五條及び第三百二十九條の改正規定、同法第三百三十條の改正規定（第四十九條から第五十二條まで）を「第五十一条、第五十二条」に、「及び第百三十二条」を「第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九條」に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」とを削る部分に限る。）」並びに同法第三百四十二条第十号の次に一號を加える改正規定、第三十七條中信託法第二百四十七條の改正規定（第三項を除く。）、第十八條を削る部分に限る。）、第十八條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二條及び第二十三条の規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四第二項を削る改正規定、同法第九十条の改正規定（「第十七條から」の下に「第十九條の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、及び「第二十條第三項」を削る部分に限る。）」及び「第二十條第三項及び第二十條第十一條の改正規定（第十七條から）」の下に「第十九條の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、及び「第二十條第三項」に改める部分、及び「第二十條第三項」を削る部分及び「読み替える」を「同法第百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条において準用する商業登記法第百四十五条」と読み替える」に改める部分を除く。）、同法第百条の四、第百一条の二十第一項、第百二条第一項及び第百二条の十の改正規定、同法第百二条の十一の改正規定（第十七條から）の下に「第十九條の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、及び「第二十條第三項」に改める部分及び「読み替える」を「同法第百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条において準用する商業登記法第百四十五条」と読み替える」に改める部分を除く。）」並びに同法第百四十五条第一項及び第百四十六条の改正規定、第二十七條中損害保険料率算出団体に関す

る法律第二十三条から第二十四条の二までの改正規定及び同法第二十五条の改正規定（第二十三條の二まで、）を「第十九條の三まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十一條から」、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く。）、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十四条第一項の改正規定（「第三百五條第一項本文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。）、同法第六百六十四條第四項の改正規定、同法第六百六十六條第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第六百七十七條の改正規定及び「第二十条第一項及び第二項」を削る部分及び「同法第二十四條第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第六百七十五條」との下に「同法第六百四十六條の二中「商業登記法」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第九百七十七條（昭和二十六年法律第九十八號）第六百七十七條において準用する商業登記法」と、商業登記法第六百四十五條」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第六百七十七條において準用する商業登記法第六百四十五條」とを加える部分を除く。）、及び同法第二百四十九條第九号の次に一号を加える改正規定、第三十四條中信用金庫法の目次の改正規定（「第四十八條の八」を「第四十八條の十三」に改める部分に限る。）、同法第四十六條第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八條の八の次に五條を加える改正規定、同法第六十五條第二項、第七十四條から第七十六條まで及び第七十七條第四項の改正規定、同法第八十五條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第九十七條の四第四項の改正規定並びに同法第九十一條第一項第六号の次に一号を加える改正規定、第三十六條中労働金庫法第七十八條から第八十條まで及び第八十一條第四項の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第三十八條中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四條第一項の改正規定、第四十條の規定（同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四條第二項及び第二十二條第五項第三号の改正規定を除く。）、第四十一條中保険業法第四十一條第一項の改正規定、同法第四十九條第一項の改正規定（「規定」を「規定（同法第二百九十八條（第一項

第三号及び第四号を除く。）、第三百十一條第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二條第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百十四條、第三百十八條第四項、第三百二十五條の二並びに第三百二十五條の五第二項を除く。）、中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定（同法第二百九十九條第一項及び第三百二十五條の三第一項第五号を除く。）、中「に改め、」とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と、の下に「これらの規定中」を加え、これらの規定（同法第二百九十八條第一項（各号を除く。）、及び第四項、第三百十一條第四項、第三百十二條第五項、第三百十四條並びに第三百十八條第四項を除く。）、中「株主」とあるのは「総代」とを削り、「各号を除く。）、及び第四項中」を「第三号及び第四号を除く。）、中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五條第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第三百条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」とに、「第三百十一條第四項及び第三百十二條第五項」を「第三百十一條第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面（保険業法第四十八條第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。）」に」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二條第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同」を削る部分を除く。）、同法第六十四條第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七條の改正規定（「第四十八條」を「第五十一條」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「を登記」に、「第六百四十八條」を「第六百三十七條」に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに第六百三十九條から第六百四十八條まで（「に改める部分及び「第四十八條から第五十三條までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七條第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四條第一項」と、同法第五十五條第一項中「会社法第三百四十六條第四項」とあるのは「保険業法第五十三條の十二第四項」と、同法第六百四十六條の二中「商業登記法」とあるのは「保険業法（平成七年法律第百五号）第六十七條において準用する商業登記法（」と、「商業登記法第六百四十五條」とある

のは「保険業法第六十七條において準用する商業登記法第六百四十五條」と、同法第六百四十八條中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。）、同法第八十四條第一項並びに第九十六條の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六條の十六第四項の改正規定（「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。）、同法第六百六十九條の五第三項を削る改正規定、同法第六百七十一條及び第六百八十三條第二項の改正規定、同法第二百六十六條の改正規定（「第二十條第一項及び第二項（印鑑の提出）」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「同法第十二條第一項第五号中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く。）、並びに同法第三百三十三條第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十三條中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六百六十二條第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五條第一項後段及び第三百五十五條第一項後段を削る改正規定、第四十五條中資産の流動化に関する法律第二十二條第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五條第三項の改正規定、同法第八十三條第一項の改正規定（「第二十七條」を「第十九條の三」に、「印鑑の提出」を「第二十一條から第二十七條まで（「に改める部分、同法第二十四條第七号中「書面若しくは第三十三條第二項若しくは第三十一條第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」とを削る部分及び「準用する会社法第五百七條第三項」との下に「同法第六百四十六條の二中「商業登記法」とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第六百八十三條第一項において準用する商業登記法（「を削る部分を除く。）、及び同法第三百十六條第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八條の規定、第五十條中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五條の三の改正規定（「第三項

を除く。）、を削る部分に限る。）、第五十二條、第五十三條及び第五十五條の規定、第五十六條中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二條の改正規定（「同法第九百三十七條第一項中「第九百三十條第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七條第二項各号」とを削る部分に限る。）、同法第三十九條、第五十六條第六項、第五十七條及び第六十七條から第六十九條までの改正規定、同法第七十八條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、並びに同法第八十三條の改正規定、第五十八條及び第六十一條の規定、第六十七條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六十九條中消費生活協同組合法第八十一條から第八十三條まで及び第九十條第四項の改正規定並びに同法第九十二條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第七十一條中医療法第四十六條の三の六及び第七十條の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三條の改正規定（同条第四号中「第五十一條の三」を「第五十一條の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十七條の規定、第八十條中農村負債整理組合法第二十四條第一項の改正規定（「第十七條（第三項ヲ除ク）」を「第十七條」に改める部分に限る。）、第八十一條中農業協同組合法第三十六條第七項の改正規定、同法第四十三條の六の次に一條を加える改正規定、同法第四十三條の七第三項の改正規定及び同法第一百一條第四十號の次に一号を加える改正規定、第八十三條中水産業協同組合法第四十條第七項の改正規定、同法第四十七條の五の次に一條を加える改正規定、同法第八十六條第二項の改正規定及び同法第三十條第一項第三十八號の次に一号を加える改正規定、第八十五條中漁船損害等補償法第七十一條から第七十三條までの改正規定及び同法第八十三條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七條中森林組合法第五十條第七項の改正規定、同法第六十條の三の次に一條を加える改正規定、同法第六十條の四第三項及び第六十條第二項の改正規定並びに同法第二百二十二條第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九條中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二條第二項の改正規定、第九十條中農林中央金庫法第四十六條の三の次に一條を加える改正規定、同法第四十七條第三項の改正規定及び同法第百條第一項第十六号の次

に一号を加える改正規定、第九十三条中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（、「第四十八条」を、「第五十一条」に、「並びに第三百三十二条」を、「第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条」に改める部分及び「同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」とを削る部分に限る。）、第九十六条の規定（同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第四百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（「第八項」の下に、「第三十八条の六」を加える部分を除く。）、第一百条の規定（同条中中小企業団体の組織に関する法律百十三条第一項第十三号の改正規定を除く。）、第一百二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第五百五十九条第三項から第五項まで及び第六十条第一項の改正規定並びに同法第六十八号の改正規定（、「第四十八条」を、「第五十一条」に、「並びに第三百三十二条」を、「第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第九百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項、」を削る部分に限る。）、第七百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、並びに第七百十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）
会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

附 則 （令和二年五月二九日法律第三三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八八号）抄

（施行期日）
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日
附 則 （令和五年六月一四日法律第五三三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二條第五号の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百八十一条第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第八十三條の改正規定、同法第八十九條の改正規定及び同法第九十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九條第二項の改正規定、第四十五條の規定（民法第九十八條第二項及び第五百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七條中鉄道抵当法第四十一條の改正規定及び同法第四十三條第三項の改正規定、第四十八條及び第四章の規定、第八十八條中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五條中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二條第三項の改正規定、第九十八條の規定並びに第三百八十七條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日